

行政監査結果報告書

平成26年度

(行政財産の目的外使用について)

佐賀県監査委員

監査第185号
平成27年6月9日

佐賀県議会議長 中倉 政義 様

佐賀県知事 山口 祥義 様

佐賀県教育委員会教育長 古谷 宏 様

佐賀県公安委員会委員長 吉富 啓子 様

佐賀県監査委員 池田 巧
同 田中 俊雄
同 三竿 博史
同 木原 奉文

行政監査の結果について（提出）

地方自治法第199条第2項の規定による県の事務の執行に関する監査を実施したので、
同条第9項の規定に基づき、その結果に関する報告及び意見を別添のとおり提出します。

目 次

第1 監査のテーマ	1
第2 監査の目的	1
第3 監査の対象	1
1 対象所属	1
2 対象とする目的外使用許可等	1
第4 監査の実施	1～2
1 監査の実施時期	1
2 監査の着眼点	1
3 監査の実施方法	2
(1) 事前調査	2
(2) 実地監査	2
第5 監査結果及び意見	3～29
1 行政財産に関する規定	3～6
(1) 県有財産の区分	3
(2) 行政財産の管理に関する規定	3
(3) 目的外使用に関する規定	3～5
① 使用許可	3～4
② 一時使用許可	4
③ 貸付け	5
(4) 使用料の額及び減免に関する規定	5
① 使用料の額	5
② 使用料の減免	5
(5) 貸付料の額及び減免に関する規定	5～6
① 貸付料の額	5
② 貸付料の減免	5～6
(6) 使用許可に伴う管理費及び減免に関する規定	6
① 管理費の額	6
② 管理費の減免	6
③ 教育財産に係る管理費の免除	6
2 事前調査結果	6～12
(1) 使用許可及び一時使用許可について	7～10
① 許可件数・金額・減免率	7
② 用途別の許可件数・金額・減免状況	8
③ 使用区分毎の減免状況	8～10

④ 管理費の減免状況	10
(2) 貸付けについて	10~12
① 貸付件数・金額・減免率	10~11
② 貸付区分毎の減免の割合	12
(3) 財産取得等に係る資産活用課長との合議等について	12
① 使用許可及び一時使用許可について	12
② 貸付けについて	12
 3 実地監査結果	13~15
(1) 行政財産の目的外使用許可の手続き関係	13
(2) 行政財産使用料の徴収関係	13~14
(3) 行政財産使用許可に伴う管理費の徴収関係	14
(4) 行政財産の管理関係	14~15
 別表 実地監査結果一覧表	16~17
 4 各所属からの意見・要望等	18~19
 5 意見	20~29
(1) ルールの明確化について	20~24
① 使用料について	20~21
② 使用料の減免について	21~22
③ 管理費の減免について	22~23
④ 一時使用許可の対象について	23
⑤ 許可団体の庁舎会議室の使用手続きについて	23
⑥ 資産活用課の関与について	23~24
(2) 適正な事務処理の確保について	24~25
① 許可更新時等の事務処理について	24
② 県立学校における使用許可について	24~25
③ 現況確認について	25
④ 一時使用許可申請書の様式について	25
(3) 事務の簡素化について	25~27
① 使用料の算定について	25~26
② 管理費の算定について	26~27
(4) その他	27~28
① 公共的団体の事務室に係る使用料の免除について	27~28
② 写真自動撮影機の使用許可について	28
③ 許可団体の管理費について	28
(5) まとめ	28~29

(参考)

地方自治法（抜粋）	30～31
佐賀県行政財産使用料条例	32～33
財産の交換、譲与、貸付等に関する条例	34～35
佐賀県公有財産規則	36～46
佐賀県教育財産管理規則（抜粋）	47
「佐賀県公有財産規則」の運用について（通知）	48～53
行政財産の目的外使用に係る事務取扱いについて（通知）	54～60
庁舎等の使用許可に伴う管理費の徴収について（通知）	61～62
維持管理費相当額の徴収について（通知）	63～66
土地及び建物時価の算定方法（簡易版）	67

第1 監査のテーマ

行政財産の目的外使用について

第2 監査の目的

行政財産は、行政目的の達成のために利用されるべきもので、原則として貸付け等は禁止されているが、用途又は目的を妨げない限度において、目的外使用許可、貸付け又は私権の設定ができることとされている。

また、行政財産の目的外使用許可に際しては使用料を、貸付けに際しては貸付料を原則として徴収する必要があるが、公共的団体の公益的用途への使用など、一定の事由がある場合には減免ができることとされている。

行政財産を含む公有財産は、県民共有の貴重な財産であり、常に良好な状態において管理するとともに用途又は目的を妨げない限度で目的外使用許可や貸付け等により有効に活用し、歳入の確保などを図っていく必要がある。

このため、地方自治法第199条第2項の規定に基づき行政財産の目的外使用について総合的に監査を行い、今後の適正な管理及び有効活用に資することを目的とする。

第3 監査の対象

1 対象所属

知事部局、各種委員会（委員）事務局、教育庁、警察本部の各所属（212所属）

2 対象とする目的外使用許可等

平成25年4月1日から26年3月31日の間に、「地方自治法」（昭和22年4月17日付け法律第67号）第238条の4第7項に基づき行った行政財産の使用許可（ただし、土地の使用について、電柱、鉄柱、鉄塔、地下埋設物等の付設及び職員駐車場の用に供する場合は除いた。）並びに地方自治法第238条の4第2項に基づき行った行政財産の貸付け。

第4 監査の実施

1 監査の実施時期

平成26年8月～平成27年3月

2 監査の着眼点

- (1) 行政財産の目的外使用許可及び貸付けの手続きは適切か。
- (2) 使用料、貸付料及び光熱水費等の管理費の徴収及び減免の取扱いは適切か。
- (3) 使用許可、貸付けの内容と利用の実態は整合しているか。

3 監査の実施方法

(1) 事前調査

全所属（212 所属）を対象に、平成 25 年度の行政財産の目的外使用許可及び貸付けの実績等について調査を行った。

(2) 実地監査

事前調査の結果を踏まえ、使用許可等の内容、件数を考慮し、下表のとおり実地監査の対象所属を選定し、事務監査及び委員監査を実施した。また、教育財産の管理に関する考え方等を確認するために、関係課である教育支援課を委員監査先として加えた。

実地監査対象一覧

No.	所属名	使用許可等件数		事務 監査	委員 監査
		許可	貸付		
1	図書館	3	0	○	
2	佐賀中部保健福祉事務所	6	0	○	○
3	総合看護学院	4	0	○	
4	流通課	2	0	○	
5	産業技術学院	34	0	○	○
6	東部農林事務所	45	0	○	
7	林業試験場	17	0	○	
8	東部土木事務所	15	0	○	
9	資産活用課	86	2	○	○
10	自治修習所	4	0	○	
11	佐賀県税事務所	12	0	○	○
12	唐津県税事務所	8	0	○	
13	武雄青陵中学校	18	0	○	
14	佐賀商業高等学校	40	0	○	○
15	多久高等学校	27	0	○	○
16	ろう学校	71	0	○	
17	警察本部施設装備課	60	0	○	○
18	小城警察署	19	0	○	
19	伊万里警察署	12	0	○	○
20	教育支援課	0	0		○

第5 監査結果及び意見

1 行政財産に関する規定

(1) 県有財産の区分

県が所有する財産は、公有財産、物品及び債権並びに基金に分けられる（地方自治法第237条）。

このうち、公有財産とは、土地や建物等の不動産を始め、船舶、地上権、特許権、株式、出資による権利などをいい、公有財産は、行政財産と普通財産に分類される（地方自治法第238条）。

また、行政財産は、公用財産と公共用財産に区分される。

公有財産の区分は、表1のとおりである。

表1 公有財産の区分

公有財産	行政財産	公用財産	事務事業の執行のため、直接使用することを本来の目的とする財産 (県庁舎、議事堂等)
		公共用財産	住民の一般的な共同利用に供することを本来の目的とする財産 (道路、学校、公園等)
	普通財産	行政財産以外の一切の公有財産。直接特定の行政目的のためには供されず、一般私人と同様の立場で保持する財産	

(2) 行政財産の管理に関する規定

「佐賀県公有財産規則」（昭和40年3月26日付け佐賀県規則第6号。以下「財産規則」という。）第3条第1項で、「課等の長は、その所掌する事務又は事業に係る行政財産・・・を管理しなければならない。」とされ、この場合の「課等の長」を「財産管理者」という、と定めている。

また、財産規則第5条第1項で、「資産活用課長は、財産の取得、管理及び処分の適正を図るため、その事務を統一し、現状を明らかにし、その他必要な調整をしなければならない。」とされている。

なお、教育財産である行政財産については、「佐賀県教育財産管理規則」（昭和41年3月30日付け佐賀県教育委員会規則第4号）第3条において、「教育財産の管理については、佐賀県公有財産規則第3条第1項及び第4項、第5条、・・・の規定を準用する。」と定めており、この場合に「資産活用課長」は「教育長」と読み替えることとされている。

(3) 目的外使用に関する規定

① 使用許可

行政財産は、地方自治法第238条の4第7項で「その用途又は目的を妨げな

い限度においてその使用を許可することができる。」とされ、これに基づき、財産規則第19条では「次の各号のいずれにも該当しない場合、・・・使用を許可することができる。」とされている。

- ア 県の事務又は事業の遂行に支障が生じるおそれがあること
- イ 行政財産の管理上支障が生じるおそれがあること
- ウ 行政財産の公共性又は公益性に反するおそれがあること
- エ その他行政財産の用途又は目的を妨げるおそれがあること

また、第19条に規定する使用許可について、具体的には「行政財産の目的外使用に係る事務取扱いについて」(平成26年4月1日付け経営支援本部長通知。以下「取扱通知」という。)の1で、「次の各号のいずれかに該当する場合とする。」とされている。

- ア 国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体が、公用若しくは公共用又は公益の用に供するために使用するとき
- イ 学術、スポーツの振興又は社会教育に関する事業を行なうことを目的とした団体が、当該事業の用に短期間供するとき
- ウ 当該行政財産の寄付者に使用させるとき
- エ 電気事業、水道事業、ガス事業その他の公益事業を行う団体において、その公益事業の用に供するため使用するとき
- オ 県の指導監督を受け、県の事務又は事業の遂行上必要な公益を目的とする事業を行う団体において、その事務又は事業の用に供するため使用するとき
- カ 災害その他の緊急事態の発生により、応急施設として短期間使用するとき
- キ 職員の共済組合、職員の互助団体、職員団体又は職員の親睦団体その他これらに類する団体又は法人がその事務又は事業に直接使用するとき
- ク 県職員、学生、入院患者その他県有施設を利用する者の利用に供する食堂、売店等の施設を設置する目的で使用するとき
- ケ 県の所有地に隣接する土地の所有者又は使用者が電気、ガス、上下水道等の設備の設置その他生活の用に供するため使用するとき
- コ 記念碑、慰霊碑又はこれらに類するものを設置する目的で使用するとき
- サ 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認めるとき

② 一時使用許可

一時使用許可は、財産規則第19条の2において、「行政財産の使用がスポーツ、会議、研修その他これらに類するもので、かつ、当該使用期間が7日以内のもの」とされている。

③ 貸付け

行政財産の貸付けについては、地方自治法第238条の4第2項で「その用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け、又は私権を設定することができる。」とされている。

(4) 使用料の額及び減免に関する規定

① 使用料の額

行政財産の目的外使用における使用料の額は、「佐賀県行政財産使用料条例」(昭和39年8月1日付け佐賀県条例第33号。以下「使用料条例」という。)により定められている。

なお、使用料条例別表(注)6に「財産の使用が収益を目的とする場合又は収益を伴う場合における使用料の額は、本表に定める額の5割増し(以下「収益目的加算率」という。)とする。」とされている。

② 使用料の減免

使用料の一部減額及び全額免除については、使用料条例第5条で、「次の各号の一に該当するときは、使用料の一部を減額し、又はその全部を免除する(以下「減免」という。)ことができる。」とされている。

ア 国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体が公用若しくは公共用又は公益の用に供するとき

イ 学術、スポーツの振興又は社会教育に関する事業を行なうことの目的とした団体が、当該事業の用に短期間供するとき

ウ 当該行政財産の寄付者に使用させるとき

エ その他知事が使用料を徴収することを不適当と認めたとき

(5) 貸付料の額及び減免に関する規定

① 貸付料の額

行政財産の貸付料の額は、「佐賀県公有財産規則」の運用について(平成23年3月31日付け経営支援本部長通知。以下「運用通知」という。)により定められている。

なお、運用通知「11 行政財産及び普通財産の貸付料」において、使用料と同じく収益目的加算率を掛けるものとされている。

② 貸付料の減免

貸付料の減免については、「財産の交換、譲与、貸付等に関する条例」(昭和39年3月31日付け佐賀県条例第18号。以下「貸付等条例」という。)第4条の2で準用される第4条に、「次の各号の一に該当するときは、これを無償又は

時価よりも低い価額で貸し付けることができる。」とされている。

- ア 国又は公共団体が公用又は公共の用に供するとき
- イ 公共的団体が公用又は公益事業の用に供するとき
- ウ 普通財産を当該普通財産の寄付者に使用させるとき
- エ 地震、火災、水害等の災害により、普通財産の貸付けを受けた者が当該財産を使用の目的に供しがたいと認められるとき

(6) 使用許可に伴う管理費及び減免に関する規定

① 管理費の額

管理費の徴収については、「庁舎等の使用許可に伴う管理費の徴収について」(昭和 54 年 4 月 1 日付け総務部長通知。以下「管理費通知」という。) 等に基づき、適切に処理を行うこととされている。

② 管理費の減免

管理費通知において、「管理費は、当該使用料とは関係なく徴収すべきものであるが当該行政財産の設置目的ないし使用許可の目的に照らし、次の各号に該当するものは減免することができる。」とされている。

- ア 県職員のみにより構成されている団体等が県職員の福利厚生事業の用に使用する場合
- イ 使用料として定額が定められている場合（体育館の使用の場合等）
- ウ 使用期間が短期間（7 日以内）の一時使用許可の場合
- エ その他管理費の徴収が困難なもの等総務部長が特に認めた場合

③ 教育財産に係る管理費の免除

教育財産に係る管理費については、「維持管理費相当額の徴収について」(昭和 52 年 4 月 1 日付け教育委員会教育長通知。以下、「教育長通知」という。)において、「次に列挙するものの一に該当する場合は、これを免除することができる。」とされている。

- ア 佐賀県が公用または公共の用に供するとき
- イ 佐賀県が国または他の地方公共団体と共同して公用または公共の用に供するとき（後援および名義上の共催を除く）
- ウ 国または他の地方公共団体が災害対策基本法、公職選挙法等法律の規定に従って公共の用に供するとき
- エ 学校教育の振興を目的とする団体が当該事業の用に供するとき

2 事前調査結果

事前調査の結果の概要については、次のとおりである。

なお、減免額について、ほとんどの所属で全額免除の場合、算定されていなかつた。この場合、土地及び建物の時価に基づき使用料を算定するものについては、監査委員事務局で示した簡易な計算方法（「土地及び建物時価の算定方法（簡易版）」（67 頁）を参照）により算定した土地及び建物の時価に基づき試算を行っている。

（1）使用許可及び一時使用許可について

① 許可件数・金額・減免率

使用許可及び一時使用許可の件数は 1,536 件で、うち減免が行われた件数は 1,287 件、許可件数に対する減免件数の割合（減免率）は 83.8% であった。

使用料の総額（試算含む）は 136,275 千円で、うち減免が行われた金額は 105,377 千円、使用料の総額に対する減免金額の割合（減免率）は 77.3% であった。

本部別使用許可件数等一覧

（単位：件、千円）

部局名	対象機関数 H26.10.1現在	件数				金額			
		土地	建物	工作物等	計	土地	建物	工作物等	計
統括本部	8	7	4		11	474	765		1,239
		7	2		9	474	9		483
くらし環境本部	18	32	29		61	4,417	7,884		12,301
		18	16		34	4,097	1,659		5,757
健康福祉本部	25	13	35		48	716	2,473		3,189
		9	31		40	697	2,407		3,104
農林水産商工本部	44	108	90	5	203	24,335	2,102	170	26,606
		94	79	2	175	13,006	1,847	166	15,018
県土づくり本部	23	53	9	1	63	2,868	3,442	0	6,311
		39	9	1	49	764	3,437	0	4,202
経営支援本部	15	51	82	0	133	1,132	25,032		26,164
		31	57	0	88	617	18,054		18,671
出納局・議会・各種委員会等事務局（なし）	8								
小計	141	264	249	6	519	33,943	41,697	170	75,810
		198	194	3	395	19,655	27,414	166	47,234
教育庁（県立学校含む）	59	433	408	14	855	17,014	32,187	363	49,564
		400	335	14	749	16,755	31,454	363	48,572
警察本部	11	79	73	5	157	1,693	8,009	133	9,836
		74	61	3	138	1,058	7,360	87	8,505
計	211	776	730	25	1,531	52,650	81,893	666	135,209
企業会計	1	5			5	1,065			1,065
		5			5	1,065			1,065
合計	212	781	730	25	1,536	53,716	81,893	666	136,275
減免率		86.7%	80.8%	80.0%	83.8%	71.7%	80.9%	92.5%	77.3%

※上段：許可件数、金額 下段：うち減免が行われた件数、金額

※千円未満を四捨五入しているため、合計額が合致しない場合がある（この報告書において、以下同様）。

② 用途別の許可件数・金額・減免状況

用途別の許可件数・金額・減免状況は以下のとおりであった。

用途別の許可件数・金額・減免状況

(単位: 件、千円)

用 途	使用許可		うち減免		割合 (%)	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
イベント・講演会・試験・研修・講習会	247	4,151	193	3,386	78.1	81.6
事務室など	189	42,505	168	36,332	88.9	85.5
駐車場	167	4,775	151	3,621	90.4	75.8
体育館・道場・プール	150	2,869	141	2,667	94.0	92.9
運動場	147	479	131	442	89.1	92.3
記念碑	102	1,685	99	1,670	97.1	99.1
部室、工作物、倉庫	81	6,086	80	6,049	98.8	99.4
掲示板・看板	79	364	74	301	93.7	82.5
防災・観測用その他設備	61	2,279	43	500	70.5	22.0
道路敷・下水道施設・測量点等	59	1,831	49	1,787	83.1	97.6
自動販売機	53	674	5	81	9.4	12.0
空調機	48	8,293	47	8,216	97.9	99.1
売店	38	5,371	30	2,609	78.9	48.6
公衆電話	35	240	30	200	85.7	83.3
補習(特課)	20	18,037	20	18,037	100.0	100.0
公共的施設(同窓会館敷地等)	14	30,218	11	18,628	78.6	61.6
食堂	7	4,116	1	269	14.3	6.5
その他	39	2,301	14	581	35.9	25.3
合 計	1,536	136,275	1,287	105,377	83.8	77.3

※「用途」は、事前調査の回答内容から監査委員事務局において独自に分類したもの

用途別の許可件数では「イベント等」247件、「事務室など」189件、「駐車場」167件が多かった。また、減免件数では「イベント等」193件、「事務室など」168件、「駐車場」151件が多かった。

用途別の金額では「事務室など」42,505千円、「公共的施設」30,218千円、「補習(特課)」18,037千円が多かった。また、減免額では「事務室など」36,332千円、「補習(特課)」18,037千円、「公共的施設」18,628千円が多かった。

減免割合(金額)は、「補習(特課)」100.0%、「部室等」99.4%、「記念碑」99.1%が大きかった。

③ 使用区分毎の減免状況

使用区分毎の減免状況は次のとおりであった。

使用区分毎の減免割合

(単位:件、千円)

使用区分	減免区分		全額免除		50%減額		合計	
	全額免除できる場合	50%減額できる場合	件数	金額	件数	金額	件数	金額
一 国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体が公用若しくは公共用又は公益の用に供するとき。	許可に係る財産を利用する場合に利用料を徴収しないとき。		495	39,078	21	12,102	516	51,180
二 学術、スポーツの振興又は社会教育に関する事業を行なうことを目的とした団体が、当該事業の用に短期間供するとき。	"	"	378	2,433	13	23	391	2,456
三 当該行政財産の寄付者に使用させるとき。	"	"	0	0	0	0	0	0
四 その他知事が使用料を徴収することを不適当と認めたとき。	イ 県の指導監督を受け県の事務又は事業の遂行上必要な公益を目的とする事業を行う団体において、その事務又は事業の用に供するため使用するとき。	次の各号のいずれかに該当する団体が公益の用に供するとき。 (1)県職員が兼務し又は実質的に県が運営する団体 (2)県が事務又は事業を代行する団体並びに主として補佐する団体 (3)条例等により義務的に設置され、県の指揮監督を受ける団体 (4)主として県の補助出資等により運営される団体	34	6,029	0	0	34	6,029
	ロ 災害その他緊急事態の発生により応急施設として短期間使用するとき。	当該使用するとき	3	14	0	0	3	14
	ハ 職員の共済組合、職員の互助団体、職員団体又は職員の親睦団体その他これらに類する団体又は法人がその事務又は事業に直接使用するとき。	当該使用するとき	22	5,483	0	0	22	5,483
	二 県職員、学生、入院患者その他県有施設を利用する者の利用に供する食堂、売店等の施設(以下「利便施設」という。)を設置する目的で使用するとき。	次の各号のいずれにも該当する場合。 (1)利用者又は利用品目(販売品目)が限定されるため、収益が見込めない。 (2)当該県有施設の特殊性、地域性又は利用者の特殊性から、近隣の同種利便施設の利用が難しい。	92	12,714	2	1,057	94	13,771
	ト 記念碑、慰靈碑又はこれらに類するものを設置する目的で使用するとき。	当該使用するとき	78	1,418	0	0	78	1,418
	チ 前各号に掲げるほか、必要があると認められるとき。		148	24,523	1	504	149	25,027
四の計			377	50,181	3	1,562	380	51,742
合計			1,250	91,691	37	13,686	1,287	105,377

※減免区分は、本表により難いときは、資産活用課と協議のうえ取扱いを決定することとされている。

件数では「一(公用等)」が516件(40.1%)と最も多いが、金額では「一(公用等)」51,180千円(48.6%)、「四(その他)」51,742千円(49.1%)が拮抗している。なお、「四(その他)」の中では「チ 前各号に掲げるほか、必要があると認められるとき。」が件数で149件(11.6%)、金額では25,027千円(23.8%)と最も多くなっている。

また、減免を行った件数1,287件のうち、全額免除は1,250件(97.1%)、50%減額が37件(2.9%)であった。

④ 管理費の減免状況

管理費減免の用途別、事由別の状況は以下のとおりであった。

用途別、事由別の減免状況

(単位:件)

用 途	使 用 許 可 件 数	減 免 事 由				件 数	割 合 (%)
		(1)県職員のみにより構成されている団体等が県職員の福利厚生事業の用に使用する場合	(2)使用料として定額が定められている場合(体育館の使用の場合等)	(3)使用期間が短期間(7日以内)の一時使用許可の場合	(4)その他管理費の徴収が困難なもの等総務部長が特に認めた場合		
イベント・講演会・試験・研修・講習会	247			135	2	137	55.5
事務室など	189	13	4	15	4	36	19.0
駐車場	167			27	4	31	18.6
体育館・道場・プール	150			28	11	39	26.0
運動場	147			16	8	24	16.3
記念碑	102					0	0.0
部室、工作物、倉庫	81				20	20	24.7
掲示板・看板	79					0	0.0
防災・観測用その他設備	61				4	4	6.6
道路敷・下水道施設・測量点等	59					0	0.0
自動販売機	53					0	0.0
空調機	48					0	0.0
売店	38					0	0.0
公衆電話	35					0	0.0
補習(特課)	20				20	20	100.0
公共的施設(同窓会館敷地等)	14					0	0.0
食堂	7					0	0.0
その他	39					0	0.0
合 計	1,536	13	4	221	73	311	20.2

使用許可及び一時使用許可の件数1,536件のうち、管理費減免の件数は311件となっており、その中では「(3) 使用期間が短期間(7日以内)の一時使用許可の場合」が221件(71.1%)と最も多かった。

(2) 貸付けについて

① 貸付件数・金額・減免率

貸付件数は107件（うち104件は自動販売機）で、うち減免の件数は1件、減免率は0.9%であった。なお、減免を行っているのは、公共関与による廃棄物処理施設整備事業及び廃棄物処理業の用地としての一般財団法人佐賀県環境クリーン財団への長期貸付である。

貸付料の総額（試算含む）は76,578千円で、うち減免額は47,960千円、減免率は62.6%であった。

本部別貸付件数等一覧

(単位:件、千円)

部局名	対象機関数 H26.10.1現在	件数				金額			
		土地	建物	工作物	計	土地	建物	工作物	計
統括本部	8	2 0	3 0		5 0	205 0	228 0		433 0
くらし環境本部	18	15 1	35 0		50 1	51,469 47,960	7,954 0		59,423 47,960
健康福祉本部	25	1 0	2 0		3 0	131 0	91 0		222 0
農林水産商工本部	44	3 0	7 0		10 0	167 0	945 0		1,112 0
県土づくり本部	23	6 0	5 0		11 0	958 0	1,187 0		2,145 0
経営支援本部	15	2 0	4 0		6 0	218 0	1,478 0		1,696 0
出納局・議会・各種委員会等事務局（なし）	8								
小計	141	29 1	56 0		85 1	53,148 47,960	11,883 0		65,031 47,960
教育庁（県立学校含む）	59		3 0		3 0		368 0		368 0
警察本部	11		19 0		19 0		11,178 0		11,178 0
計	211	29 1	78 0		107 1	53,148 47,960	23,430 0		76,578 47,960
企業会計	1								
合計	212	29 1	78 0		107 1	53,148 47,960	23,430 0		76,578 47,960
減免率		3.4%	0%		0.9%	90.2%	0%		62.6%

※上段：許可件数、金額

下段：うち減免が行われた件数、金額

② 貸付区分毎の減免の割合

貸付区分毎の減免理由は「公共的団体が公用又は公益事業の用に供するとき」の1件であった。

(3) 財産取得等に係る資産活用課長との合議等について

① 使用許可及び一時使用許可について

財産規則第6条で定める使用料の減免にあたっての資産活用課長との合議の有無及び取扱通知3で定める土地の時価評価額の決定にあたっての資産活用課との協議の有無については以下のとおりであった。

ア 財産規則第6条で定める合議（使用料の減免）（単位：件数）

有	無	不明	合計
61	1, 212	14	1, 287

※「有」：当年度又は過去に合議が行われているもの

「無」：合議が不要なもの

「不明」：合議が必要と思われるが、記録のないもの

イ 取扱通知3で定める協議（土地の時価評価額の決定）（単位：件数）

有	無	不明	合計
60	1, 453	23	1, 536

※「有」：当年度又は過去に協議が行われているもの

「無」：協議が不要なもの及び使用料が全額免除という理由で、時価評価額を算定していないもの

「不明」：協議が必要と思われるが、記録のないもの

② 貸付けについて

財産規則第6条で定める貸付料の減免にあたっての資産活用課長との合議の有無については、以下のとおりであった。

財産規則第6条で定める合議（貸付料の減免）（単位：件数）

有	無	不明	合計
1	0	0	1

3 実地監査結果

実地監査の結果、行政財産の使用許可及び貸付けの事務処理は、使用料条例、財産規則等に沿って、おむね適正に行われていることが確認できた。

しかしながら、事務処理の一部について適切でないものや、疑義があるものが見られたので、以下に記載する。

なお、各監査結果がどの所属で確認されたかは、別表「実地監査結果一覧表」(16、17頁)を参照されたい。

(1) 行政財産の目的外使用許可の手続き関係

① 行政財産の目的外使用にあたり、使用許可が行われていないものがあった。

ア 県立学校の教室を P T A 等が主催する各種検定試験等の利用に供する際に、使用許可が行われていないものがあった。

イ 警察署の道場を少年柔道教室の利用に供する際に、使用許可が行われていないものがあった。

ウ 体育館の使用許可を受けている団体が、用具等を常時倉庫の一部に保管し、占有するにあたり、使用許可が行われていないものがあった。

エ 使用許可を受けた団体の職員が、兼務により他団体の業務を併せて行っていたが、他団体の業務に関する使用許可が行われていないものがあった。

② 使用許可手続きで、不適切なものがあった。

ア 使用期間が 7 日を超えるものを、一時使用許可で処理しているものがあった。

イ 使用許可申請書に使用計画が添付されていないなど不備があるものを補正させないまま受付けているものがあった。

ウ 使用許可台帳への登載漏れなど、使用許可申請書受理後の手続きに不備があるものがあった。

(2) 行政財産使用料の徴収関係

① 使用料の算定を誤っているものがあった。

ア 収益目的加算率の適用が漏れているものがあった。

イ 日割計算を誤っているものがあった。

ウ 適用区分を誤っているものがあった。

② 同一内容の使用許可で、県教育委員会では使用料を徴収しているが、

知事部局では使用料を免除しており、取扱いが異なるものがあった。

③ 使用料の減免について疑義があるものがあった。

ア 使用料条例に定める減免できる事由に該当するのか疑義があるものがあった。

イ 同様の事例で使用料減免の取扱いが所属により異なるものがあった。

ウ 取扱通知に定める全額免除できる事由、半額免除できる事由に該当するのか疑義があるものがあった。

エ 団体の収支の状況等を考慮せず、公共的団体であることをもって使用料を一律に免除しているものがあった。

④ 使用料の算定基礎となる時価評価額の算定方法を変更した結果、使用料の額が5分の1程度となつたものがあった。

(3) 行政財産使用許可に伴う管理費の徴収関係

① 管理費の減免ができる場合に該当しないにもかかわらず、減免しているものがあった。

② 一時使用許可の際の管理費について、県立学校では特定の団体が使用する場合を除き基本的に徴収しているが、その他の所属では概ね免除しており、取扱いが異なるものがあった。

③ 管理費の算定で疑義があるものがあった。

ア 管理費の算定基礎に警備料が含まれていないなど、管理費の算定方法について疑義があるものがあった。

イ 管理費の徴収について、費用対効果の面で疑義があるものがあった。

ウ 管理費を減免するために使用許可を分割し、一時使用許可としているものがあった。

(4) 行政財産の管理関係

① 使用許可財産の現況把握が不十分なものがあった。

② 使用許可を受けた団体が許可スペース以外の会議室を利用する際の手続きで整理を要すると思われるものがあった。

(5) その他

- ① 行政財産の使用許可を行っているもので、貸付けへの変更を検討すべきと思われるものがあった。

別表

実地監査結果一覧表

所 属 名		図書館	福佐賀中南部事務所保健	総合看護学院	流通課	産業技術学院	東部農林事務所	林業試験場	東部土木事務所	資産活用課	自治修習所
許可件数(H25年度実績) (うち貸付件数)		3	6	4	2	34	45	17	15	88 (2)	4
1 ① ア	教室を検定試験等の利用に供する際に、使用許可が行われていないもの										
1 ① イ	道場を少年柔道教室の利用に供する際に、使用許可が行われていないもの										
1 ① ウ	体育館の使用許可を受けた団体が用具等を常時倉庫に保管する際に、使用許可が行われていないもの										
1 ① エ	使用許可を受けた団体の職員が、兼務により別団体の業務を行う際に、使用許可が行われていないもの		○								
1 ② ア	使用期間が7日を超えるものを、一時使用許可で処理しているもの			○				○			
1 ② イ	使用許可申請書に使用計画が未添付など不備があるもの					○	○		○		
1 ② ウ	使用許可台帳への登載漏れなど受理後の手続きに不備があるもの	○				○			○		
2 ① ア	使用料の算定にあたり収益目的加算率の適用が漏れているもの						○				
2 ① イ	使用料の日割計算を誤っているもの						○		○		
2 ① ウ	使用料の適用区分を誤っているもの	○									
2 ②	使用料の減免について知事部局と教育委員会で取扱いが異なるもの					○					
2 ③ ア	使用料条例に定める減免できる事由に該当するのか疑義があるもの			○							
2 ③ イ	同様の事例で使用料減免の取扱いが所属間で異なるもの										
2 ③ ウ	取扱通知に定める使用料の全額免除、半額免除できる事由に該当するのか疑義があるもの						○				
2 ③ エ	公共的団体であることをもって使用料の免除を行っているが、収益の状況等から必要性について検討を要するもの		○								
2 ④	時価評価方法を変更した結果、使用料が約5分の1に減ったもの									○	
3 ①	管理費を減免できる場合に該当しないにもかかわらず、減免しているもの							○			
3 ②	一時使用許可の際の管理費の減免で県立学校と他の所属で取扱いが異なるもの			○		○	○	○	○	○	
3 ③ ア	警備料が含まれないなど管理費の算定方法に疑義があるもの		○				○			○	
3 ③ イ	管理費の徴収について費用対効果の面で疑義があるもの										
3 ③ ウ	管理費を減免するために使用許可を分割し、一時使用許可としているもの					○					
4 ①	使用許可財産の現況把握が不十分なもの										
4 ②	庁舎会議室を利用する際の手続きで整理を要するもの		○								
5 ①	使用許可を行っているが、貸付けへの変更を検討すべきと思われるもの										

佐賀県税事務所	唐津県税事務所	武雄青陵中学	佐賀商業高校	多久高校	ろう学校	施設設備課	警察本部	小城警察署	伊万里警察署	教育支援課	計	所 属 名	
12	8	18	40	27	71	60	19	12	0	485 (2)		許可件数(H25年度実績) (うち貸付件数)	
			○	○						2		教室を検定試験等の利用に供する際に、使用許可が行われていないもの	
								○		1		道場を少年柔道教室の利用に供する際に、使用許可が行われていないもの	
					○					1		体育館の使用許可を受けた団体が用具等を常時倉庫に保管する際に、使用許可が行われていないもの	
										1		使用許可を受けた団体の職員が、兼務により別団体の業務を行う際に、使用許可が行われていないもの	
						○				3		使用期間が7日を超えるものを、一時使用許可で処理しているもの	
○	○	○	○							6		使用許可申請書に使用計画が未添付など不備があるもの	
○			○							5		使用許可台帳への登載漏れなど受理後の手続きに不備があるもの	
○						○				3		使用料の算定にあたり収益目的加算率の適用が漏れているもの	
								○		3		使用料の日割計算を誤っているもの	
										1		使用料の適用区分を誤っているもの	
				○						2		使用料の減免について知事部局と教育委員会で取扱いが異なるもの	
										1		使用料条例に定める減免できる事由に該当するのか疑義があるもの	
		○	○							2		同様の事例で使用料減免の取扱いが所属間で異なるもの	
						○				2		取扱通知に定める使用料の全額免除、半額免除できる事由に該当するのか疑義があるもの	
							○	○		3		公共的団体であることをもって使用料の免除を行っているが、収益の状況等から必要性について検討を要するもの	
										1		時価評価方法を変更した結果、使用料が約5分の1に減ったもの	
								○		2		管理費を減免できる場合に該当しないにもかかわらず、減免しているもの	
○	○	○	○	○	○	○	○			13		一時使用許可の際の管理費の減免で県立学校と他の所属で取扱いが異なるもの	
										3		警備料が含まれないなど管理費の算定方法に疑義があるもの	
			○	○						2		管理費の徴収について費用対効果の面で疑義があるもの	
										1		管理費を減免するために使用許可を分割し、一時使用許可としているもの	
				○		○				2		使用許可財産の現況把握が不十分なもの	
○										2		庁舎会議室を利用する際の手続きで整理を要するもの	
						○				1		使用許可を行っているが、貸付けへの変更を検討すべきと思われるもの	

4 各所属からの意見・要望等

実地監査の際に、行政財産の使用許可、貸付け等の制度や事務処理に関し、意見・要望等のヒヤリングを行ったが、主な意見等については以下のとおりだった。

(1) 使用料計算方法の簡素化

- ① 使用料の算定基礎となる土地・建物の時価の算出方法が複雑で分かれにくく、統一もされていない。統一的な標準単価を設ける、路線価に一定の率を乗じたものを時価とみなすなど、簡素化を希望する。
- ② 時価評価額の決定に際し資産活用課に協議する取扱いになっているが、協議に時間がかかるケースもあるので、算出方法を明確化し、各財産管理者で判断できる取扱いにしてほしい。
- ③ 時価評価額について、使用許可の都度計算するのではなく、一定の期間有効としてほしい。

(2) 収益目的加算率の適用及び使用料減免基準の明確化

- ① 収益目的加算率（1.5倍）の適用対象となる「収益を伴う場合」の「収益」の解釈など、現場での判断に迷う場合があるので、明瞭な基準や質疑集を示してほしい。
- ② 減免基準（別表3）の「低額な利用料」の「低額」の基準を示してほしい。また、減免基準に直接該当するものばかりではないので、一定の判断基準を示してほしい。
- ③ 参加者から参加料を徴収するスポーツ大会であっても、参加料の内訳に施設使用の対価分が含まれていなければ全額免除できるとの指導があるが、内訳を確認する手間がかかるうえ自己申告であり客觀性に欠ける。

(3) マニュアル等の整備

- ① 使用許可については、いつも行う事務ではないので、分かりやすいマニュアルや質疑集、事例集を出してほしい。
- ② 昭和52年の教育長通知は、団体名などその後の変化が生じている部分もあり、どこまで現在も有効なのかが判然としないので、取扱いを明確にしてほしい。

(4) その他

- ① 連続した6日間の使用許可は一時使用許可となり管理費が減免できるが、2週間にわたって日曜日のみ使用する場合は、実日数は2日でも始期から終期まで1週間を超えるため一時使用許可にあたらず管理費を徴収すべきとの資産活用課の指導は、疑問を感じる。

- ② 管理費は過去の実績を元に単価表を定めれば、細かい計算により算定する必要がないので、事務の簡素化につながる。
- ③ 一時使用許可申請書の様式には使用料の減免希望及び理由を記載する欄がないなど、実態に合わない箇所がある。
- ④ 管理費の徴収事務に関して、少額で事務コストに見合わない場合もあり、矛盾を感じつつも事務処理している面がある。

5 意見

行政財産を含む公有財産は、県民共有の貴重な財産であり、常に良好な状態において管理するとともに用途又は目的を妨げない限度で目的外使用許可や貸付け等により有効に活用していく必要がある。

また、管理等の事務処理は、法令等に基づき適切に実施するとともに、限られた行政コストの有効活用の観点から、より効率的、効果的なものが望まれる。

しかしながら、今回の監査を通じて、合規性や効率性の面で問題があると思われる事例が何点か確認されたところである。

以下、関係所属が改善措置を講じるに当たって留意すべき事項として、次のとおり意見を述べる。

(1) ルールの明確化について

行政財産の管理手続等については、使用料条例、財産規則等に定められているところである。

しかしながら、これらの規定の中には、表現が具体的でなく解釈の余地が幅広にあるものもあり、規定を補完する運用通知や事例集も、各財産管理者が個別具体的な事例を判断するうえでは十分とは言えず、同様の許可案件に係る対応が所属毎に異なったり、対応を誤ったりする原因となっている。

資産活用課及び県教育委員会においては、事例に即した判断を各財産管理者が的確に行えるよう運用通知の見直しやマニュアルの作成、事例集の整備など各所属に対する指導の充実を図られたい。

以下、監査において確認された、財産管理に関するルールの解釈で誤りがあったものや疑義があったものについて述べる。

① 使用料について

ア 使用料の算定について

監査の結果、使用料の全額免除を行ったものについては、使用料の算定が行われていないものがほとんどであった。

使用料の全額免除を行う際に、使用料の算定を行う必要があるか否かについて特段の規定はないが、使用許可を行う場合、使用の対価として使用料を徴収することが原則であり、例外的に減免する場合には、減免することによる影響額を把握したうえで判断することが望ましいので、使用料の免除を行う際の使用料算定について検討されたい。

イ 収益目的加算率の適用について

使用料条例では、「財産の使用が収益を目的とする場合又は収益を伴う場合における使用料の額は、本表に定める額の5割増しとする。」

と定められている。しかし、「収益を目的とする場合又は収益を伴う場合」についての判断基準が示されておらず、各財産管理者の裁量に委ねられており、その結果、収益目的加算率を適用しないことに疑義がある事例や、同様の使用許可でありながら収益目的加算率の適用、非適用が所属により異なっている事例が見受けられた。

利用者間の公平性が担保されるよう、「収益を目的とする場合又は収益を伴う場合」とはどのようなものを指すのか、具体的で分かりやすい事例を示すなどして、各所属に対する指導の徹底を図られたい。

※収益目的加算率を適用しないことに疑義がある事例

- ・参加費を伴うスポーツ大会会場等としての使用許可

※収益目的加算率の適用、非適用が所属により異なっていた事例

- ・国発注工事に伴う現場事務所、駐車場としての建設業者への使用許可
- ・受験料を伴う検定試験会場としての使用許可

ウ 日割計算について

使用期間が一月を超える場合の使用料の日割計算については、民法の規定により始期の応当日の前日をもって月単位で計算し、残期間を日割計算することとされているが、通知や事例集などで特段の指導が行われておらず、誤った計算方法を用いている所属が見受けられたので、各所属への周知を図られたい。

② 使用料の減免について

ア 使用料条例の解釈について

使用料条例第5条第2号で、「学術、スポーツの振興又は社会教育に関する事業を行なうことを目的とした団体が、当該事業の用に短期間供するとき」には使用料の減免ができると定められているが、当該事由に該当する具体的な事例については通知等で特に示されておらず、適用の是非は各財産管理者の判断に委ねられている。

この結果、監査において前記規定に該当するのか疑義がある事例や、同様の使用許可で所属により減免の有無が異なる事例が見受けられた。

使用料条例第5条第2号の具体的適用事例を周知するなどして、運用の明確化を図られたい。

※該当性について疑義があるもの

- ・親睦目的のバレーボール練習

※適用の有無が所属により異なっていたもの

- ・少年野球チームの練習

イ 行政財産使用料減免基準について

取扱通知の別表3で規定する行政財産使用料減免基準（以下、「減免基準」という。）では、学術、スポーツの振興等を目的とした団体が、当該事業の用に短期間使用する場合で、その使用者が「許可に係る財産を利用する場合に利用料を徴収しないとき」には使用料の全額免除が、「許可に係る財産を利用する場合に実費（講習会等の教材費を除く）又は低額な利用料を徴収するとき」には使用料の半額免除が、財産管理者においてできることとされている。

しかし、「利用料」の捉え方や「低額」の範囲が明確にされておらず、スポーツ大会等で参加費を徴収している場合の会場や駐車場としての使用許可などで、全額免除、半額免除の取扱いが所属により異なる事例が見受けられたので、具体的な事例を示すなどして取扱いの統一を図られたい。

③ 管理費の減免について

ア 県立学校における管理費の取扱について

県教育委員会では、昭和52年4月の教育長通知で管理費の徴収を免除できる事例を示し指導を行っている。一方、昭和54年4月に管理費通知が総務部長名で各所属（県立学校を含む。）に対して出されおり、その中でも管理費を減免できる事例が示されている。

上記のとおり、県立学校に対しては管理費の減免について2種類の通知が出されている状態にあるが、その関係性について県教育委員会では特段の説明を行っておらず、県立学校においては教育長通知のみに基づいて減免を行っているものと、教育長通知及び管理費通知に基づき行っているものとが混在していた。

県教育委員会においては、資産活用課と協議のうえ両通知の関係性について整理し、各県立学校に対し適切な指導を行われたい。

イ 一時使用許可に係る管理費の減免について

管理費通知では、一時使用許可の場合は管理費の減免ができると定めているが、例えば2週間にわたって日曜日のみ使用する場合に、申請を一度に行えば一時使用許可とは言えず管理費の減免もできないが、2度に分ければ一時使用許可となり管理費の減免ができることから、使用許可申請を分けているものがあった。

同じ使用形態であるにもかかわらず、申請方法の違いにより管理費の徴収の有無が異なるのは、公平性、公正性の観点から問題があり、また、一連の用務に係る使用許可を分割することは非効率でもある。一時使用許可について管理費を減免できる取扱いとした趣旨は、行政コストと収入のバランスを考慮したものと思われ、その場合、実日数

で整理した方が合理性があるのではないかと推量されるので、管理費通知の見直しを検討されたい。

また、一時使用許可の場合の管理費について、知事部局等においては概ね免除しているが、県立学校においては高等学校体育連盟など特定の団体に対するものを除けば、ほとんどの場合免除しておらず、一部の県立学校では、数十円程度の管理費を徴収するために管理費を超えた郵送代を掛けているものなど、費用対効果の面で疑義がある事例も見受けられた。

県教育委員会においては、一時使用許可の際の管理費の減免について、徴収コストとのバランスも考慮のうえ、知事部局等での取扱いも参考にし、見直しを検討されたい。

④ 一時使用許可の対象について

財産規則では「使用期間が7日以内のもの」を一時使用許可として、通常の使用許可と手続を区分している。

「7日以内」の捉え方について、資産活用課では必ずしも実日数ではなく、始期から終期までの期間で判断する旨、職員向けポータルサイトの事例集で示しているが、通知等は行われておらず、認識不足から実日数で判断している所属が見受けられたので、一時使用許可の対象について各所属への周知を図られたい。

⑤ 許可団体の庁舎会議室の使用手続きについて

庁舎内に許可を受け事務室を置いている団体（以下、「許可団体」という。）が庁舎会議室を利用する際に、使用許可の手続きが取られていない事例が見受けられた。

許可団体であっても許可スペース以外の会議室を利用する際には、使用許可等の手続きが必要になるが、具体的な手続きを明確化したものが多く、現状では県の機関に準じた取扱いが慣例的になされているので、手続きを整理のうえ、各所属への周知を図られたい。

⑥ 資産活用課の関与について

同一内容の使用許可で、使用料の減免について知事部局と県教育委員会で取扱いが分かれているものがあったが、これは事業課から知事部局の関係所属のみに対して使用料の取扱いについて通知され、県教育委員会が知らなかつたことが原因だった。また、前記通知を発出するにあたって、資産活用課への協議等は行われていなかつた。

使用許可は申請者に対する行政処分であり、その取扱いは県において統一的なものが求められる。資産活用課においては、他の所属が使用許可に関する通知を発出する場合の協議や合議の基準を設けるなど、何ら

かの関与を図られたい。

(2) 適正な事務処理の確保について

行政財産の目的外使用許可及び使用料の減免は、使用料条例、財産規則等に定める要件を満たす場合に限り行うことができる例外的な取扱であり、各財産管理者においては、その必要性や要件の該当性について慎重に審査し、決定することが望まれるところである。

また、許可後においても、許可に係る文書の保管や許可財産の現況把握等を適切に行っていく必要がある。

しかしながら、監査において次のとおり、審査や管理が不十分なものなどが見受けられた。資産活用課及び県教育委員会においては各所属に対する指導の徹底等を図られたい。

① 許可更新時等の事務処理について

同一の使用内容での許可更新時や、過去に同様の申請を行っている者からの一時使用許可に際し、使用料の減免希望及び理由が記載されていない使用許可申請書を受理し、申請者が変わらないことをもって安易に使用料を減免している事例が見受けられた。

更新許可や、過去に同様の事例がある一時使用許可についても、使用料の減免はあくまで「できる」規定であり、その可否は使用許可申請書等に基づき毎回適正に行う必要がある。各財産管理者においては適切な事務処理を心がけられたい。

また、財産規則第6条に定める使用料の減免に係る資産活用課長への合議及び取扱通知3に定める土地の時価評価額の決定に係る資産活用課との協議の資料が、保存されていない所属が事前調査の結果散見された。これらは許可更新時等に使用料の算定や減免の是非を判断するうえで重要な書類であり、保存されていない所属においては、現状の減免等が適正か改めて資産活用課に協議し、協議結果の文書を適正に保存されたい。また、各財産管理者においては適切な引継ぎを徹底されたい。

② 県立学校における使用許可について

多くの県立学校で、自校の生徒が参加する各種検定試験等の会場として教室が利用されているが、ほとんどの場合、使用許可が行われていなかつた。

学校として資格取得を奨励しており、授業の成果を測る側面もあるため、使用許可手続きは取られていないとの説明だったが、主催者は学校でなく、立会する職員の服務も兼業として整理されており、財産管理上は目的外使用許可として整理すべきものと思われる。

県教育委員会においては関係機関と協議し、各県立学校で統一した取

扱いがなされるよう、適切に指導されたい。

③ 現況確認について

財産管理者は、管理する財産については常にその現況を把握し、特に他に使用させ、又は貸し付けた財産の使用状況等について注意しなければならないとされている（財産規則第12条）が、学校の敷地内に設置した工作物に学校の許可を受けることなくエアコンが設置され、管理費が徴収されていない事例や、使用許可を受けて建物に電光表示装置を設置した後、使用されずに数年経過している事例があった。

各財産管理者においては、管理する財産について定期的に現況把握を行い、変更等が生じている場合は必要な手続きをとるよう注意されたい。

④ 一時使用許可申請書の様式について

一時使用許可申請書には、使用料の減免希望及び理由を記載する欄がなく、各所属においては「使用料（希望額）」の欄に記載させているものや、口頭確認のみに終わっているものなどが混在している。申請者の意思を適切に把握したうえで事務処理を行ったことが明確となるよう、一時使用許可申請書様式の見直しを検討されたい。

（3）事務の簡素化について

① 使用料の算定について

使用料条例では、土地、建物の使用料については、運動場や駐車場など面積及び期間毎の単価を定めているものを除けば時価を基礎として算定することとされている。

時価の算定方法について、資産活用課から統一したものは示されておらず、土地の形状等に応じて最も適正に算出できる方法を各財産管理者が個別に判断して算定してよいこととされているが、多くの所属では資産活用課が周知している自動販売機の貸付料の算定方法を準用している。自動販売機の貸付料の算定方法は次のとおりとされている。

※自動販売機の貸付料算定時の土地時価の算定方法

- ①近傍の公示地価又は調査地価（以下、「公示地価等」という。）（直近と前年）を土地総合情報システム（国土交通省公開）等から取得
- ②県有地の路線価及び近傍の公示地点の路線価（直近）を路線価図（国税庁作成）から取得（路線価が公表されていない地域の場合、市町に固定資産評価額を聴取し、同評価額を0.7で割り返した額を路線価に代えて用いる。）
- ③公示地価等の変動率を算定
変動率＝（公示地価等《直近》－公示地価等《前年》）÷公示地価等《前年》
- ④時点修正率を算定
時点修正率＝変動率×公示地価等の算定月からの経過月数／12
- ⑤時点修正後の公示地価等を算定
公示地価等＝公示地価等《直近》×（1+時点修正率）
- ⑥路線価補正率を算定
路線価補正率＝路線価（県有地）／路線価（近傍の公示地点）

⑦土地時価（m²あたり）を算定

$$\text{土地時価} = \text{時点修正後の公示地価} \times \text{路線価補正率}$$

* ③以降は自動計算用のエクセルシートを資産活用課から配布

※自動販売機の貸付料算定時の建物時価の算定方法

①当該建物の新営予算単価（直近）を新営予算単価表（国土交通省作成）から取得

②再建築評価額を算定

$$\text{再建築評価額} = \text{新営予算単価} \times \text{地域補正係数（構造別）} \times \text{延床面積}$$

③経年減点補正率を算定

$$\text{経年減点補正率} = 1 - 0.9 \times \frac{\text{経過年数}}{\text{耐用年数}}$$

④建物時価（m²あたり）を算定

$$\text{建物時価} = \text{再建築評価額} \times \text{経年減点補正率} \div \text{延床面積}$$

* ②以降は自動計算用のエクセルシートを資産活用課から配布

上記のとおり資産活用課が例示する算定方法は複雑で、監査においても各所属から煩雑で負担感が大きいとの意見が多くあり、簡素化を図る必要があると思われる。

また、ある所属では時価算定の基礎を近傍地の公示地価等から当該地の固定資産評価額に変更したところ、使用料の額が従前の5分の1程度に減少した事例があった。現在の取扱いでは同一の案件でも所属ごと、担当者ごとの計算方法の違いにより、使用料に差異が生じ、利用者負担の公平性を損なうおそれがある。

国においては地方公会計の整備促進の一環として地方公共団体における固定資産台帳の整備を求めており、本県においても平成29年度末までに対応が必要とされていることから、例えば、固定資産台帳の整備に合わせて使用料算定のシステムを構築するなど、事務負担の軽減と利用者負担の公平性が担保されるような対応を検討されたい。

② 管理費の算定について

管理費通知では、庁舎の一部を事務室として使用許可した場合等の管理費の算定方法は次のとおりとされている。

1 暖房経費	・重油等	$\frac{\text{重油代実績}}{\text{暖房面積}} \times \text{使用許可面積}$
2 光熱水費	・電気料（照明冷暖房等）	$\frac{\text{実績}}{\text{室面積}} \times \text{使用許可面積}$
	・水道料	$\frac{\text{実績}}{\text{在庁総人員数}} \times \text{人員数}$
	・ガス代	$\frac{\text{実績}}{\text{在庁総人員数}} \times \text{人員数}$

3 清掃経費	・塵芥処理費	$\frac{\text{実績}}{\text{在庁総人員数}} \times \text{人員数}$
	・浄化槽清掃及び維持管理費	$\frac{\text{実績}}{\text{在庁総人員数}} \times \text{人員数}$
	・庁舎清掃料	$\frac{\text{実績}}{\text{清掃委託面積}} \times \text{使用許可面積}$

※ 1 実績とは当年度決算額又は予定額をいう。
 2 許可面積は、行政財産使用許可面積とするが、単位未満があるときはm²単位に切上げて計算すること。
 3 管理費計算における金額の端数は円単位とし、一円未満の端数は切り捨てるものとする。

上記のとおり現在の算定方法は、当該年度の電気料等の実績額に、許可面積や人員の割合を乗じて各財産管理者毎に算定する必要があり、実費相当分の算出方法として合理的ではあるが、効率性の面で疑問がある。

資産活用課においては、例えば庁舎の維持管理に係る平均的なコストを基礎としてm²あたりの管理費単価を定めるなど、簡易な算定方法が導入できないか検討されたい。

(4) その他

① 公共的団体の事務室に係る使用料の免除について

県の庁舎内の部屋や執務室の一部を、公共的団体が自らの事務室として使用許可を受け使用している事例が多数あるが、ほとんどの場合、減免事由の一つである「国、他の地方公共団体又は公共的団体が公用又は公益の用に供するとき」に該当するとして、使用料の全額免除が行われている。

使用料の免除により相手方は事務室の賃借料負担がなくなり、見方を変えれば、補助金により賃借料の助成を受けているのと同様であるといえる。

補助金であれば金額の妥当性や必要性についての審査が行われるが、本県の使用許可及び使用料の減免の決定にあたっては、食堂、売店等の利便施設設置目的の場合を除けば、相手方の収支状況は考慮されていない。

また、一部の団体では公益目的事業だけでなく、物品販売など収益事業を行っているものもあるが、それもほとんど考慮されていない。

厳しい財政状況の中、使用料の減免は県が収入を得る機会を逸するものであり、また、一部の公共的団体に、公共的団体であることのみをもって経済的利益を与えることは、公平性、公正性の面でも疑問があるところである。

他県においては、収支の状況を減免率に反映させる事例などもあるこ

とから、減免規定の運用の在り方について検討されたい。

② 写真自動撮影機の使用許可について

本県では歳入確保策の一環として、平成 22 年度から庁舎等に設置する自動販売機は原則として使用許可から公募による貸付けに変更されているが、写真自動撮影機については使用許可による設置が継続している。

これについても自動販売機と同様に公募により貸し付け、県の歳入確保を図っていくことが可能だと思われる所以、検討されたい。

③ 許可団体の管理費について

管理費通知では管理費の算定根拠に警備料、空調設備保守管理料、消防用設備保守管理料等が含まれていない。団体の事務室として継続して庁舎内の一室を占用している者には、庁舎の維持管理コストについて電気料等と同様に応分の負担を求めることも考慮すべきではないかと思われる所以検討されたい。

(5) まとめ

行政財産の目的外使用許可関係については、例年財務監査での指摘が多数みられ、こうしたことも踏まえ、今回、行政監査のテーマとして、「行政財産の目的外使用について」を取り上げ、主に平成 25 年度の行政財産の目的外使用許可、貸付け関係について監査を行った。

監査の結果、基本的には使用料条例、財産規則等の規定に沿った事務処理が行われていることが確認できた。

一方で、前述したとおり、事務処理が適正でないものや疑義があるもの、同様の案件で所属間で取扱いが異なるものなどが見受けられた。特に使用料の免除に関しては、使用料の算定方法の煩雑さも影響し、使用料を算定しないまま安易に免除を決定している面があると思料される。

使用許可に際しては、その対価として使用料を徴収することが原則であるが、実態としては件数でみれば 8 割程度、金額にして 1 億円程度が免除されており、許可申請書に使用料の減免希望及び理由が記載されていないにもかかわらず、安易に使用料を免除している事例があるなど、各所属でも例外的な取扱いであることが十分認識されているとは言えない状況であった。

使用料の減免は、それに相当する額の補助金を支出することと同様の意味を持つものであり、その決定にあたっては過去の事例を安易に踏襲することなく、審査等の手続きが厳格に行われることを望むものである。

特に、審査の基礎となる減免基準については、時代の変化や他県の状況なども踏まえ、減免の対象や減免率の妥当性について県民の理解が得

られるものとなっているのか、絶えず検討することが望まれる。

また、各財産管理者が行政財産の管理等の事務処理を適切に行えるよう、具体的なマニュアルや事例集の整備、研修の充実などに努めるとともに、規定の見直しなどにより、事務の効率化を図られることを期待するものである。

参考

○地方自治法（抜粋）

（財産の管理及び処分）

第 237 条 この法律において「財産」とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。

（公有財産の範囲及び分類）

第 238 条 この法律において「公有財産」とは、普通地方公共団体の所有に属する財産のうち次に掲げるもの（基金に属するものを除く。）をいう。

- (1) 不動産
- (2) 船舶、浮標、浮桟橋及び浮ドック並びに航空機
- (3) 前二号に掲げる不動産及び動産の従物
- (4) 地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利
- (5) 特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利
- (6) 株式、社債（特別の法律により設立された法人の発行する債券に表示されるべき権利を含み、短期社債等を除く。）、地方債及び国債その他これらに準ずる権利
- (7) 出資による権利
- (8) 財産の信託の受益権

2 略

3 公有財産は、これを行政財産と普通財産とに分類する。

4 行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいい、普通財産とは、行政財産以外の一切の公有財産をいう。

第 238 条の 4 行政財産は、次項から第 4 項までに定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。

2 行政財産は、次に掲げる場合には、その用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け、又は私権を設定することができる。

- (1) 当該普通地方公共団体以外の者が行政財産である土地の上に政令で定める堅固な建物その他の土地に定着する工作物であつて当該行政財産である土地の供用の目的を効果的に達成することに資すると認められるものを所有し、又は所有しようとする場合（当該普通地方公共団体と一棟の建物を区分して所有する場合を除く。）において、その者（当該行政財産を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適當と認める者に限る。）に当該土地を貸し付けるとき。
- (2) 普通地方公共団体が国、他の地方公共団体又は政令で定める法人と行政財産である土地の上に一棟の建物を区分して所有するためその者に当該土地を貸し付ける場合

- (3) 普通地方公共団体が行政財産である土地及びその隣接地の上に当該普通地方公共団体以外の者と一棟の建物を区分して所有するためその者（当該建物のうち行政財産である部分を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適當と認める者に限る。）に当該土地を貸し付ける場合
- (4) 行政財産のうち庁舎その他の建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地（以下この号において「庁舎等」という。）についてその床面積又は敷地に余裕がある場合として政令で定める場合において、当該普通地方公共団体以外の者（当該庁舎等を管理する普通地方公共団体が当該庁舎等の適正な方法による管理を行う上で適當と認める者に限る。）に当該余裕がある部分を貸し付けるとき（前3号に掲げる場合に該当する場合を除く。）。
- (5) 行政財産である土地を国、他の地方公共団体又は政令で定める法人の経営する鉄道、道路その他政令で定める施設の用に供する場合において、その者のために当該土地に地上権を設定するとき。
- (6) 行政財産である土地を国、他の地方公共団体又は政令で定める法人の使用する電線路その他政令で定める施設の用に供する場合において、その者のために当該土地に地役権を設定するとき。
- 3 前項第2号に掲げる場合において、当該行政財産である土地の貸付けを受けた者が当該土地の上に所有する一棟の建物の一部（以下この項及び次項において「特定施設」という。）を当該普通地方公共団体以外の者に譲渡しようとするときは、当該特定施設を譲り受けようとする者（当該行政財産を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適當と認める者に限る。）に当該土地を貸し付けることができる。
- 4 前項の規定は、同項（この項において準用する場合を含む。）の規定により行政財産である土地の貸付けを受けた者が当該特定施設を譲渡しようとする場合について準用する。
- 5 前3項の場合においては、次条第4項及び第5項の規定を準用する。
- 6 第1項の規定に違反する行為は、これを無効とする。
- 7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

○佐賀県行政財産使用料条例

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項の規定による許可を受けてする行政財産の使用に係る使用料については、他の条例に別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(使用料の額)

第2条 前条に定める使用料の額は、別表のとおりとする。

(使用料の納付)

第3条 許可を受けて行政財産を使用する者(以下「使用者」という。)は、使用料を行政財産の使用開始前に納付しなければならない。ただし、知事が納付すべき期限を別に指定した場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、使用許可の期間が2以上の会計年度にわたるときは、毎会計年度に分割して納付させることができる。

(使用料の還付)

第4条 既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号の一に該当する場合においては、この限りでない。

- (1) 使用者の責によらない理由により使用許可を取り消したとき。
- (2) 災害その他特別の事情により、使用者が使用許可に係る行政財産を使用の目的に供しがたいと知事が認めたとき。

(使用料の減免)

第5条 知事は、行政財産の使用許可をしようとする場合に次の各号の一に該当するときは、使用料の一部を減額し、又はその全部を免除することができる。

- (1) 国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体が公用若しくは公用又は公益の用に供するとき。
- (2) 学術、スポーツの振興又は社会教育に関する事業を行なうことを目的とした団体が、当該事業の用に短期間供するとき。
- (3) 当該行政財産の寄付者に使用させるとき。
- (4) その他知事が使用料を徴収することを不適当と認めたとき。

別表

種類	区分 名称・構造等	単位		使用料
		面積等	期間	
土地	運動場及びこれに類するもの	1面	4時間	300円から1,080円までの間で知事が別に定める額
	庭球場、排球場及びこれらに類するもの	"	"	100円から320円までの間で知事が別に定める額
	職員等の通勤のための駐車場	自動車1台	1月	土地の価額等を勘案して知事が別に定める額
	その他	1平方メートル	1月	土地の時価に1,000分の3を乗じて得た額（土地の使用のうち消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により消費税を課さないこととされるもの以外のものにあっては、その額に1.08を乗じて得た額）。ただし、広告物を掲出する場合にあっては、当該額に広告料を勘案して知事が別に定める額を加えた額
建物	講堂、体育館及びこれらに類するもの	1室	4時間	500円から1,620円までの間で知事が別に定める額
	柔道場、剣道場及びこれらに類するもの	"	"	200円から640円までの間で知事が別に定める額
	教室及びこれに類するもの	"	"	210円
	その他	1平方メートル	1月	建物の時価に1,000分の5を乗じて得た額とその敷地の時価に1,000分の3を乗じて得た額との合計額（建物の使用のうち消費税法第6条第1項の規定により消費税を課さないこととされるもの以外のものにあっては、その額に1.08を乗じて得た額）。ただし、広告物を掲出する場合にあっては、当該合計額に広告料を勘案して知事が別に定める額を加えた額
その他		知事が一般市価を標準として別に定める額		

(注)

- 1 使用料には、許可に係る行政財産の使用により生ずる電気又は電力料金、水道料金その他当該行政財産の維持管理に要する経費は、含まないものとする。
- 2 土地の使用について、電柱、鉄柱、鉄塔及びこれらに類するものの付設並びに地下埋設物の付設の用に供する場合は、本表の額にかかわらず、佐賀県道路占用料条例（昭和28年佐賀県条例第25号）の別表により算定した額とする。ただし、他の法令又は条例等に特別の定めがあるものについては、その定めによる。
- 3 使用面積について、使用面積に単位未満の端数があるとき、又は使用面積が単位未満であるときは、その端数面積又は単位未満の面積は、それぞれ単位に切り上げて計算する。
- 4 使用期間について、使用期間に単位未満の端数があるとき、又は使用期間が単位未満であるときは、その端数期間又は単位未満の期間は、それぞれ単位に切り上げて計算する。ただし、月を単位として定めたもの（職員等の通勤のための駐車場として使用する場合を除く。）については、日割計算とする。
- 5 使用料の額を計算した場合において、その算定額が10円未満であるとき、又は算定額に10円未満の端数があるときは、その10円未満の額又は10円未満の端数の額は、10円に切り上げるものとする。
- 6 財産の使用が収益を目的とする場合又は収益を伴う場合における使用料の額は、本表に定める額の5割増しとする。
- 7 空間を利用して広告物を掲出する場合における本表の適用については、同表中「面積等」とあるのは、「広告物の表示面の面積」とする。

○財産の交換、譲与、貸付等に関する条例

(趣旨)

第1条 法令又は他の条例に特別の定がある場合を除くほか、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する定めは、この条例の定めるところによる。

(普通財産の交換)

第2条 普通財産は、次の各号の一に該当するときは、これを他の同一種類の財産(当該財産に係る定着物を含む。)と交換することができる。ただし、価額の差額が、その高価なものとの価額の4分の1を超えるときは、この限りでない。

- (1) 県において公用又は公共用に供するため県以外のものの所有する財産を必要とするとき
- (2) 国又は他の公共団体において、公用又は公共用に供するため県の普通財産を必要とするとき

2 前項に規定する場合のほか、普通財産である不動産を円滑に売り払うため又は当該不動産の活用の促進を図るため必要があるときは、当該不動産の一部について、隣接する不動産の一部又は全部と交換することができる。前項ただし書の規定は、この場合について準用する。

3 前2項の規定により交換する場合において、その価額が等しくないときは、その差額を金銭で補足しなければならない。

(平26条例7・一部改正)

(普通財産の譲与又は減額譲渡)

第3条 普通財産は、次の各号の一に該当するときは、これを譲与し、又は時価よりも低い価額で譲渡することができる。

- (1) 国又は他の公共団体において、公用又は公共の用に供するため、県の普通財産を国又は当該公共団体に譲渡するとき
- (2) 他の公共団体において維持及び保存の費用を負担した県の行政財産の用途を県が廃止した場合において、当該用途の廃止によって生じた普通財産を当該公共団体に譲渡するとき
- (3) 行政財産のうち寄付に係るもの(国又は他の公共団体が寄付を受けたものを国又は当該公共団体から県に譲与された場合を含む。)の用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によって生じた普通財産を当該寄付者又はその相続人その他の包括承継人に譲渡するとき
- (4) 行政財産の用途に代わるべき他の財産の寄付を受けたため、その用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によって生じた普通財産を当該寄付者又はその相続人その他の包括承継人に譲渡するとき
- (5) 行政財産として使用されることを目的として財産を寄付した者(当該財産を取得するための費用の一部又は全部を負担した者を含む。)に対し、他の普通財産を譲渡するとき

2 前項第2号、第4号及び第5号の規定に該当して譲渡する場合において低減することができる額は、第2号の規定に該当するものにあっては当該公共団体において維持及び保存の費用を負担した額に相当する金額、第4号及び第5号の規定に該当するものにあっては寄付を受けた財産の価額に相当する金額の範囲内とする。

(普通財産の無償貸付、減額貸付等)

第4条 普通財産は、次の各号の一に該当するときは、これを無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる。

- (1) 国又は公共団体が公用又は公共の用に供するとき
- (2) 公共的団体が公用又は公益事業の用に供するとき
- (3) 普通財産を当該普通財産の寄付者に使用させるとき
- (4) 地震、火災、水害等の災害により、普通財産の貸付けを受けた者が当該財産を使用の目的に供しがたいと認められるとき

2 前項の規定は、普通財産を貸付け以外の方法により使用させる場合について準用する。

(平19条例38・一部改正)

第4条の2 前条第1項の規定は、行政財産を貸し付ける場合又はこれに地上権若しくは地役権を設定する場合について準用する。

(平19条例38・追加)

(物品の交換)

第5条 県が所有する自動車のうち、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第3条に規定する普通自動車及び大型特殊自動車に該当するものについては、県以外のものが所有する普通自動車及び大型特殊自動車と、それぞれ交換することができる。

ただし、価額の差額がその高価なものとの価額の2分の1をこえるときは、この限りでない。

2 第2条第3項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

(平26条例7・一部改正)

(物品の譲与又は減額譲渡)

第6条 物品は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを譲与し、又は時価よりも低い価額で譲渡することができる。

(1) 公益上の必要により物品を譲渡するとき

(2) 公用又は公用に供するため、寄付を受けた物品又は不動産に属する工作物のうち、その用途を廃止した場合において、当該物品又は当該工作物の解体作業若しくは撤去作業により生じた物品を寄付者又はその相続人その他の包括承継人に譲渡するとき

(平24条例13・一部改正)

(物品の無償貸付又は減額貸付)

第7条 物品は、公益上必要があるときは、無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる。

(平24条例13・一部改正)

(補則)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

○佐賀県公有財産規則

(趣旨)

第1条 この規則は、法令その他の規程に定めがある場合を除き、公有財産（以下「財産」という。）の取得、管理及び処分に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 本部 佐賀県本部設置条例（平成16年佐賀県条例第2号）第1条に規定する本部、佐賀県行政組織規則（平成16年佐賀県規則第16号。以下「組織規則」という。）第4条第1項に規定する出納局、教育委員会事務局、警察本部及び議会事務局をいう。
- (2) 部 組織規則第3条第2項に規定する部をいう。
- (3) 課等 組織規則第2条、第3条第1項及び第3項から第6項まで並びに第4条第2項に規定する企画・経営グループ、課及びセンター、教育委員会事務局の企画・経営グループ及び課、警察本部及び議会事務局の課、ユニバーサルデザイン推進監及び組織規則第25条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、粒子線治療推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、有田焼創業400年事業推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、コスマティック構想推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、国際戦略推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、観光戦略推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、経営支援本部における同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、政策監及び組織規則第26条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織並びに教育庁危機管理・広報監及び佐賀県教育庁組織規則（昭和31年佐賀県教育委員会規則第16号）第20条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織並びに佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第2条第7号に規定するかいをいう。
- (4) 財産 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第238条第1項に規定する公有財産をいう。
- (5) 行政財産及び普通財産 法第238条第3項に規定する行政財産及び普通財産をいう。
- (6) 第1種普通財産 職員の住宅の用に供するもののうち、普通財産に属するものをいう。
- (7) 第2種普通財産 普通財産のうち第1種普通財産以外のものをいう。
- (8) 所管換 課等の間において、財産の所管を移すことをいう。

(事務委任)

第2条の2 課等の長は、公有財産事務執行区分表（別表第1）に定める財産の取得、管理又は処分の事務を行うものとする。

(委任の留保)

第2条の3 前条の規定により委任を受けた者は、同条の規定により委任された事務が次の各号のいずれかに該当するときは、知事又は上司の指示を受けて事案を処理しなければならない。

- (1) 特に重要であると認められるもの
 - (2) 異例に属するもの又は先例となるおそれがあるもの
 - (3) 紛議論争があるもの又は処理の結果紛議論争を生ずるおそれがあるもの
- 2 知事は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、前条の規定により委任した事務について報告を徴し、若しくは指示をし、又は当該事務を自ら行い、若しくは同条の規定により委任を受けた者の上司に命じてこれを行わせることができる。

(財産管理者)

第3条 課等の長は、その所掌する事務又は事業に係る行政財産及び第1種普通財産を管理しなければならない。ただし、同一行政財産を2以上の課等において事務又は事業の用に供している場合は、経営支援本部長が定める課等の長が管理しなければならない。

- 2 第2種普通財産については、資産活用課長が管理するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、第2種普通財産のうち次の各号に掲げるものについては、当該各号に掲げるものに関係する課等の長が管理しなければならない。
- (1) 課等の所掌事務と密接な関係があるもの又は課等の所掌事務の執行のため貸し付けるもの
 - (2) 県有林内の立木竹
 - (3) 廃川敷又は廃道敷
 - (4) 企業誘致の目的をもって取得する土地
 - (5) 特別会計に属するもの
 - (6) 交換に供する目的をもって取得する土地又は交換に供する目的をもって保有するもの
 - (7) 特定の者に譲渡する目的をもって保有するもの
 - (8) 原野、山林、田等宅地化されていない土地のうち、売却処分できる見込みのないもの
 - (9) 袋地、崖地、無道路地、不整形地等単独の利用が困難な土地のうち、売却処分できる見込みのないもの
 - (10) 建物又は工作物で取りこわしの目的をもって保有するもののうち、売却処分できる見込みのないもの
 - (11) 前各号に掲げるもののほか、資産活用課長が当該財産の管理を自ら行うことが不適当と認めたもの

4 前3項の規定する行政財産又は普通財産を管理する課等の長を、財産管理者という。

第4条 削除

(総括事務)

第5条 資産活用課長は、財産の取得、管理及び処分の適正を図るため、その事務を統一し、現状を明らかにし、その他必要な調整をしなければならない。

- 2 資産活用課長は、前項の事務を行うため必要があると認めるときは、財産管理者に対し財産に関する報告若しくは資料の提出を求め、隨時職員を派遣して財産の管理及び処分の状況を実施について調査させ、又は当該財産の用途の変更、廃止、所管換その他必要な処置を求めることができる。

(合議)

第6条 課等の長は、財産の取得、管理又は処分に関する事項を行なおうとするときは、公有財産事務合議基準（別表第2）により合議しなければならない。

(登記又は登録)

第7条 財産管理者は、登記又は登録を必要とする財産について、当該財産を取得し、処分し、その他権利に関する変動があったときは、直ちにその手続きをしなければならない。

(取得前の処置)

第8条 佐賀県財務規則第3条の規定により支出負担行為を行なう者（以下「支出負担行為者」という。）は、その委任された範囲内で財産となるべきものを購入しようとするときは、あらかじめ当該財産について次の各号に掲げる事項を調査しなければならない。

- (1) 相手方が当該財産の正当かつ完全な所有者であることの確認
- (2) 当該財産について、私権の設定又は特殊な義務の有無
- (3) 境界の確認

2 支出負担行為者は、前項の調査の結果必要があると認めたときは、境界を確定し、又は私権若しくは特殊の義務を排除するため必要な措置を当該財産の所有者又は権利者に講じさせ、又は自ら講じなければならない。

3 課等の長がその所管の財産となるべきものを寄附等により取得しようとするときも、また前2項の例による。

(寄附受納)

第9条 課等の長は、その所管の財産となるべきものの寄附の受納については、寄附申込書（別記様式第1号）により行なうものとする。この場合において、課等の長は、寄附受納調書（別記様式第2号）を作成しなければならない。

2 課等の長は、前項の場合は寄附受納書（別記様式第3号）を作成し、寄附者に通知するものとする。

(無償譲受)

第10条 課等の長は、その所管の財産となるべきものについて無償で譲り受けようとするときは、財産譲受調書（別記様式第4号）を作成しなければならない。

(代金の支払)

第11条 取得した財産の代金は、登記又は登録を要するものについては登記又は登録を完了した後に、その他の財産については引渡しを受けた後に、支払うものとする。ただし、知事が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(維持、保存等)

第12条 財産管理者は、その管理する財産については常にその現況を把握し、特に次の各号に掲げる事項について注意しなければならない。

- (1) 財産の維持、保存及び使用の適否
- (2) 他に使用させ、又は貸し付けた財産の使用状況及び当該使用又は貸付けに係る使用料又は貸付料の適否

(3) 財産と登記簿、財産台帳及びこれらの関係書類との符合又は財産と登記簿、財産台帳及びこれらの関係書類との符合

(4) 財産台帳整理の適否

(土地の境界の表示)

第13条 財産管理者は、公有財産である土地の境界においては、境界杭を埋設する等適宜の方法によりその境界を明らかにしておかなければならぬ。

2 前項の規定により境界杭を埋設するときは、周囲に所在する樹木、岩石、家屋等の固定したものからの距離を明確にした図面、写真等を作成し、保存しておかなければならぬ。

(地番の整理)

第14条 財産管理者は、一団となっている土地について2以上の地番を有するものがあるときは、特別の事情があるものを除くほか当該地番のうち適當と認められる地番をもって当該地の地番とする合算の登記をしなければならぬ。

(保険)

第15条 財産のうち、必要があると認められるものについては、毎年度予算の範囲内で損害保険に加入しておかなければならぬ。

(職員の居住の制限)

第16条 財産管理者は、財産のうち職員宿舎以外の建物内には、職員（家族を含む。本条において以下同じ。）を居住させてはならない。ただし、次に掲げる各号の一に該当する場合は、この限りでない。

(1) 財産の管理上又は取締り上必要があるとき。

(2) 職務の性質上必要があるとき。

2 前項に規定するもののほか、職員は、居住のため財産の目的外使用の許可を得ようとするときは、庁舎等内居住許可申請書（別記様式第5号）を作成し、財産管理者に提出しなければならない。

3 前項に規定する財産の目的外使用の許可については、行政財産にあっては第19条の2第2項及び第3項の規定を、第1種普通財産にあっては第23条第2項の規定を、それぞれ準用する。

(財産の用途変更等)

第17条 次表の左欄に掲げる事由に該当する場合は、当該右欄に掲げる者は、財産用途変更等調書（別記様式第6号）を作成しなければならない。

事由		作成者
行政財産	1 用途を変更しようとするとき。	当該財産の財産管理者
	2 用途を廃止しようとするとき。	
	3 所管換をしようとするとき。	
	4 所管換を受けようとするとき。	所管換を受けようとする者
第1種普通財産	1 行政財産にしようとするとき。	当該財産の財産管理者
	2 第2種普通財産にしようとするとき。	
	3 所管換をしようとするとき。	
	4 所管換を受けようとするとき。	所管換を受けようとする者
第2種普通財産	1 行政財産にしようとするとき。	当該財産の財産管理者
	2 第1種普通財産にしようとするとき。	
	3 所管換をしようとするとき。	
	4 所管換を受けようとするとき。	所管換を受けようとする者

2 前項の規定により財産を所管換することについて調書を作成した者は、直ちに財産所管換書（別記様式第7号）を作成し、引継ぎをしなければならない。
 （財産の引受け）

第18条 課等の長は、所管換により財産を引き受けようとするときは、引継者の立合いのうえ当該財産と当該財産の引渡しに関する書類を照合し、これらを引き受けなければならない。
 （使用許可）

第19条 財産管理者は、次の各号のいずれにも該当しない場合、次条及び第20条に規定する使用を許可することができる。

- (1) 県の事務又は事業の遂行に支障が生じるおそれがあること
- (2) 行政財産の管理上支障が生じるおそれがあること
- (3) 行政財産の公共性又は公益性に反するおそれがあること
- (4) その他行政財産の用途又は目的を妨げるおそれがあること

（使用許可の手続）

第19条の2 財産管理者は、行政財産の使用（行政財産の使用がスポーツ、会議、研修その他これらに類するもので、かつ、当該使用期間が7日以内のもの（以下「一時使用」という。）を除く。）の許可を得ようとする者については、行政財産使用許可申請書・公有財産借受申込書（別記様式第8号）を提出させなければならない。

- 2 財産管理者は、前項の申請書を受理したときは、行政財産使用許可・公有財産貸付調書（別記様式第9号）を作成しなければならない。
- 3 財産管理者は、前項の規定により調書を作成したときは、行政財産使用許可指令書（別記様式第10号）により当該申請者に通知するものとする。
- 4 財産管理者は、使用許可期間が満了する前に当該使用者が財産を使用しなくなった場合は、速やかに行政財産使用廃止届（別記様式第10号の2）を提出させなければならない。
 （行政財産の原形の変更）

第19条の3 財産管理者は、使用を許可された行政財産の原形の変更をしようとする者について
 は行政財産原形変更申請書（別記様式第10号の3）を提出させなければならない。

- 2 財産管理者は、変更の内容が軽易なものに限り、変更の承認を行うことができる。
- 3 財産管理者は、前項の承認をしたときは、行政財産原形変更承認調書（別記様式第10号の4）

を作成しなければならない。

(一時使用許可の手続)

第20条 財産管理者は、一時使用の許可を得ようとする者については、行政財産一時使用許可申請書（別記様式第11号）を提出させなければならない。

2 財産管理者は、前項の申請書を受理したときは、行政財産一時使用許可簿（別記様式第12号）に記入するとともに行政財産一時使用許可通知書（別記様式第13号）を作成し、申請者に通知するものとする。

(行政財産の使用許可の期間)

第21条 第16条第2項及び第19条の2第2項の規定により行政財産の使用を許可する場合の使用許可期間は、土地及びその従物にあっては5年、建物その他の財産にあっては2年を、それぞれ限度とする。

(第1種普通財産の運営等)

第22条 第1種普通財産の運営等については、別に定めるところによる。

(財産の貸付け)

第23条 財産管理者は、財産（第22条の規定により別に定めるものを除く。以下この条から第30条まで及び第33条において同じ。）を借り受けようとする者については、行政財産使用許可申請書・公有財産借受申込書を提出させなければならない。

2 財産管理者は、前項の申込書を受理したときは、行政財産使用許可・公有財産貸付調書を作成しなければならない。

(用途指定の貸付け)

第24条 財産管理者は、一定の用途に供させる目的をもって財産を貸し付けようとする場合は、当該財産の用途並びに当該財産の用途開始の始期及び用途に供しなければならない期間を指定しなければならない。

(貸付期間)

第25条 貢産は、次表の左欄に掲げる区分に従い当該右欄に掲げる期間をこえて貸し付けてはならない。

区分	貸付期間
1 建物の所有を目的とし、借地借家法（平成3年法律第90号）第22条に規定する定期借地権を設定して、土地及びその従物を貸し付けるとき	50年
2 専ら事業の用に供する建物（居住の用に供するものを除く。）の所有を目的とする土地及びその従物の貸し付けで借地借家法第23条の適用を受けるもの	50年未満
3 建物の所有を目的とする土地及びその従物の貸付けで前2号に掲げるもの以外のもの	30年
4 植樹を目的とするための土地及びその従物の貸付け	20年
5 再生可能エネルギー発電設備の設置を目的とするための土地及びその従物の貸付け	20年
6 電柱、鉄柱、鉄塔その他これらに類するものの付設及び水道管、ガス管その他これらに類するものの埋設を目的とするための土地の貸付け	10年
7 前号以外の目的のための土地及びその従物の貸付け	10年
8 建物その他の財産の貸付け	10年

(貸付料の納付)

第26条 貸付料は、月をもって定めたものについては毎月、年をもって定めたものについては毎年、それぞれ定期に納付させなければならない。ただし、その月分若しくは年分又は数月分若

しくは数年分を前納させることを妨げない。

(担保又は保証人)

第27条 財産管理者は、財産の貸付けについて特に必要があると認めるときは、相当の担保を提供させ又は確実と認められる保証人を立てさせなければならない。

(貸付財産の使用目的又は原形の変更)

第28条 財産管理者は、貸付財産の使用目的又は原形の変更をしようとする者については（／借受財産使用目的変更申込書／借受財産原形変更申込書／）（別記様式第16号）を提出させなければならない。

2 財産管理者は、前項の申込書を受理したときは、（／貸付財産使用目的変更承認調書／貸付財産原形変更承認調書／）（別記様式第17号）を作成しなければならない。

3 財産管理者は、前項の規定により調書を作成したときは、直ちに当該貸付けに係る契約の変更をしなければならない。ただし、変更の内容が軽易なものについては、変更承認の内容を明記した承認通知をもって当該契約の変更にかえることができる。

(返還要求)

第29条 財産管理者は、貸付けに係る財産のうち建物の所有を目的とする土地及びその従物並びに建物については、当該契約期間満了前6月から1年の間に、当該契約期間満了と同時に当該貸付けに係る財産を返還するよう文書で借受者に通知しなければならない。

(返還)

第30条 財産管理者は、貸付財産に係る当該貸付契約の期間満了（再契約により引き続き貸し付ける場合を除く。）のとき、又は契約解除のときは、直ちに借受人に對し借受財産返還届（別記様式第18号）を提出させなければならない。

2 財産管理者は、前項の規定による届を受けたときは、直ちに職員を現地に派遣し、借受人立会いのうえ契約事項の履行状況を検査し、財産の返還を受けなければならぬ。この場合において、当該職員は、返還財産検査調書（別記様式第19号）を作成し、財産管理者に提出しなければならない。

(私権の設定)

第31条 財産管理者は、普通財産に私権を設定しようとする者については、県有財産私権設定申込書（別記様式第20号）を提出させなければならない。

2 財産管理者は、前項の申込書を受理したときは、財産私権設定調書（別記様式第21号）を作成しなければならない。

(財産の分類)

第32条 財産は、公有財産区分種目表（別表第3）に定める区分及び種目に分類する。

(使用許可等の台帳)

第33条 財産管理者は、次の各号に掲げる行為を行ったときは、それぞれ当該各号に掲げる台帳を作成しなければならない。

(Ⅰ) 行政財産の使用許可又は財産の貸付契約 行政財産使用許可台帳・公有財産貸付台帳（別記様式第22号）

- (2) 土地又は建物の借受け 土地建物借受台帳（別記様式第22号の2）
 - (3) 普通財産に対する私権の設定 普通財産私権設定台帳（別記様式第22号の3）
- （財産台帳及び履歴台帳）

第34条 財産管理者は、次の各号に掲げる財産について、それぞれ当該各号に掲げる様式により財産台帳及び履歴台帳を備え、常に財産の状況を明らかにしておかなければならない。

- (1) 土地 別記様式第23号の1及び様式第23号の2
- (2) 建物 別記様式第23号の3及び様式第23号の4
- (3) 工作物 別記様式第23号の5及び様式第23号の6
- (4) 立木 別記様式第23号の7及び様式第23号の8
- (5) 船舶 別記様式第23号の9及び様式第23号の10
- (6) 用益物権 別記様式第23号の11及び様式第23号の12
- (7) 無体財産権 別記様式第23号の13及び様式第23号の14
- (8) 有価証券その他 別記様式第23号の15及び様式第23号の16

2 前項の場合において、土地、建物及び用益物権については、別に定めるところにより図面もあわせて備えておくものとする。

第35条 財産管理者は、新たにその所管となった財産については、直ちに財産台帳及び履歴台帳を作成しなければならない。

（台帳価格）

第36条 財産台帳に記入する財産の価格は、別に定めるところによらなければならない。

（台帳価格の評価替）

第37条 経営支援本部長は、5年ごとに財産について価格評価要領を定め、これによってその年の3月31日現在において財産管理者に評価させ当該評価額により財産台帳価格を改めさせなければならない。

（損傷報告）

第38条 財産管理者は、天災その他の事故により財産が滅失し、又は損傷したときは、直ちに財産滅失損傷報告書（別記様式第24号）を作成し、資産活用課長に提出しなければならない。

（異動通知）

第39条 財産管理者は、次の各号に掲げる財産について異動が生じたときは、直ちに財産台帳及び履歴台帳を修正し、それぞれ当該各号に掲げる様式により資産活用課長に通知しなければならない。

- (1) 土地 別記様式第25号
- (2) 建物 別記様式第25号の2
- (3) 工作物・船舶 別記様式第25号の3
- (4) 立木 別記様式第25号の4
- (5) 用益物権、無体財産権、有価証券その他 別記様式第25号の5

2 前項に規定する財産異動通知書の内容が土地、建物及び用益物権に係るものであるときは、当該通知書に図面を添付しなければならない。

(定期報告)

第40条 財産管理者は、その取扱いに係る財産について、財産定期報告書（別記様式第26号）を作成し、毎年4月30日までに資産活用課長に提出しなければならない。

(売却、譲渡、譲与及び交換)

第41条 財産管理者は、その管理に属する第2種普通財産について売却、譲渡、譲与又は交換しようとするときは、財産売却、譲渡、譲与、交換調書（別記様式第27号）を作成しなければならない。

(用途指定の処分)

第42条 財産管理者は、一定の用途に供させる目的をもって第2種普通財産を処分しようとする場合は、当該財産の用途並びに当該財産の用途開始の始期及び用途に供しなければならない期間を指定しなければならない。

(財産の廃き)

第43条 財産管理者は、その管理に属する第2種普通財産を廃きしようとするときは、財産廃き調書（別記様式第28号）を作成しなければならない。

(補則)

第44条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

別表第1（第2条の2関係）

公有財産事務執行区分表

項目	区分	知事	本部長	課等の長
取得	財産の購入、寄附受納 又は無償譲受	議会に付すべき財産の取得に関すること		県有財産の取得に関すること
許可、 貸付 等	行政財産の目的外使用許可			行政財産の目的外使用許可に関すること
	行政財産の目的外使用に係る使用料の減免			行政財産の目的外使用に係る使用料の減免に関すること
	行政財産の原形変更の承認			行政財産の原形変更の承認に関すること
	財産の貸付け			財産の貸付けに関すること
	財産の貸付料の減免			財産の貸付料の減免に関すること
所管 換等	貸付財産の使用目的 又は原形変更の承認			貸付財産の使用目的又は原形変更の承認に関すること
	普通財産に対する私権設定			普通財産に対する私権設定に関すること
所管 換等	財産の所管換			財産の所管換に関すること
	財産の用途変更及び廃止			財産の用途変更及び廃止に関すること
	財産を他の本部に供用させるとき			財産を他の本部に供用させることに関すること
処分	財産の交換、売却、譲渡、譲与及び廃棄	議会に付すべき財産の処分に関すること		県有財産の処分に関すること

別表第2（第6条関係）

公有財産事務合議基準

項目	区分	合議の対象	合議の時期	添付書類	経営支援本部長	資産活用課長
取得	財産の購入、寄附受納又は無償譲受	議会に付すべき財産の取得に関すること		事前承認又は当該事項の決裁に必要な書類 契約を締結する	○	
許可、 貸付 等	行政財産の目的外使用に係る使用料の減免	行政財産の目的外使用に係る使用料の減免に関すること(軽易なものを除く。)	事項にあっては承認の決裁を受ける	行政財産使用許可・公有財産貸付調書		○
	財産の貸付に係る貸付料の減免	財産の貸付に係る貸付料の減免に関すること(軽易なものを除く。)	けようとすると減免のこと(軽易なもき、契約を締結しない事項にあつては当該事項の決裁を受けようとするとき。	同上		○
	普通財産に対する私権設定の承認	全部		財産私権設定調書		○
処分	財産の交換、売却、譲渡、譲与及び廃棄	議会に付すべき財産の処分に関すること		財産売却、譲渡、譲与、交換調書又は財産廃き調書	○	

備考

- 1 経営支援本部長の欄又は資産活用課長の欄に○印のある事項を行おうとするときは、それぞれ経営支援本部長又は資産活用課長に合議しなければならない。
- 2 行政財産の目的外使用に係る使用料の減免及び財産の貸付料の減免の軽易なものは、次に掲げるものとする。
 - (1) 使用料又は貸付料を従前から減免しているもの
 - (2) 公共団体が、公用又は公共用に供するため使用するもの
 - (3) 公営ポスター掲示場の設置

- (4) 国及び市町が設置した測量基準点
- (5) 一時使用許可により使用するもの
- (6) その他資産活用課長が指定したもの

○佐賀県教育財産管理規則（抜粋）

(趣旨)

第1条 この規則は、法令その他の規程に定めがある場合を除き、佐賀県教育委員会の所管に属する教育財産の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 教育機関 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定により設置された教育機関をいう。
- (2) 教育財産 地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条第1項に規定する公有財産のうち教育機関の用に供する行政財産をいう。
- (3) 所管換 教育機関の間において教育財産の所管を移すことをいう。
- (4) 課等の長 教育委員会事務局の課及び教育機関(佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第2条第7号に規定するかいに限る。)の長をいう。

(事務委任)

第2条の2 課等の長は、教育財産事務執行区分表(別表第1)に定める教育財産の管理の事務を行ふものとする。

(準用)

第3条 教育財産の管理については、佐賀県公有財産規則(昭和40年佐賀県規則第6号)第3条第1項及び第4項、第5条、第12条、第13条、第15条から第21条まで、第23条から第25条まで、第27条、第29条、第33条(第1号に係る部分に限る。)並びに第34条から第40条までの規定を準用する。この場合において次の表の左欄に掲げる佐賀県公有財産規則の規定のうち、同表中欄に掲げる字句は、それぞれ当該右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

資産第002162号
平成23年3月31日

一部改正
資産第4398号
平成26年4月1日

各財産管理者（各課・かいの長）様

経営支援本部長

「佐賀県公有財産規則」の運用について（通知）

佐賀県公有財産規則（昭和40年佐賀県規則第6号。以下「規則」という。）の運用にあたって必要な事項を定めましたので、今後は下記事項に留意してください。

なお、「佐賀県公有財産規則」の施行に伴う運用について（依命通達）（昭和40年6月22日付け管第385号）は廃止します。

1 職員宿舎の財産区分について（第2条第5号及び第6号関係）

職員の住宅の用に供するものについては、今後行政財産又は第一種普通財産に区分されることになったが、この区分は次によること。

(1) 独立家屋の場合

入居料が無料のもの	行政財産
入居料が有料のもの	第一種普通財産

(2) 庁舎等の一部を宿舎指定しているもの

全部 行政財産

2 第二種普通財産の財産管理者（第3条関係）

いわゆる未利用財産については、規則第3条第3項第11号の規定に基づき、売却処分決定を含めた次の利活用方法が決定するまでは関係財産管理者が管理するものとする。

なお、資産活用課は関係財産管理者と協力し、未利用財産の解消に向けた努力を行うものとする。

3 合議（第6条関係）

(1) 道路（庁舎、施設等に付属する取付道路を除く。）、河川、港湾、土地改良、開拓地改良及びこれらに類するものの事業にかかる財産（当該事業を行なうための事務所または事業所にかかるものを除く。）については、規則第6条に基づく資産活用課長及び経営支援本部長

に対する合議は要しない。なお、これ以外のものについては、かいであっても必ず合議を求めるのこと。

- (2) 財産の処分にあたって「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」(昭和 39 年佐賀県条例第 18 号) の規定に基づき譲与、減額譲渡を行う場合には、あらかじめ資産活用課長の意見を聴くこと。

4 登記又は登録（第 7 条関係）

登記又は登録を必要とする財産とは、法令上、登記又は登録をすることが対抗要件となつて いる財産のうち、次に掲げるものを除いたものとする。

- (1) 県有地内にある県有建物 ただし、当該建物が購入又は個人の寄付にかかるものを除く。
なお、登記のある建物を取り壊した場合は、建物の滅失の日から 1 か月以内に滅失登記を行ふこと。

- (2) 県有立木

5 貢産の取得前の処置に係る留意事項（第 8 条関係）

規則第 8 条では、財産を購入しようとする際における調査・措置事項を規定しているが、特に、購入時点において抵当権や地上権等の私権の設定がないか、公図等（不動産登記法第 14 条第 1 項に規定する地図及び不動産登記法第 14 条第 4 項に規定する地図に準ずる図面をいう。以下同じ。）と現状に食い違ひがないか、現地において境界は明確になっているか、越境物がないかを確認し、こうした問題があればあらかじめ整理解決したうえで財産を取得すること。

なお、現有の財産に同様の問題がある場合にも速やかな問題解決に努めること。

6 寄付受納等の際の留意事項（第 9 条、第 10 条関係）

市町からの寄付受納等については、割当的寄附金等の禁止（地方財政法（平成 19 年法律第 94 号）第 4 条の 5）等に留意すること。

7 貢産の現況の把握等（第 12 条、第 33 条、第 34 条、第 35 条、第 39 条、第 40 条関係）

規則では、各財産管理者に対し、管理する財産について常に現況を把握すること、財産と登記簿、財産台帳等と符号させること（第 12 条）などを求めているが、以下の点に留意すること。

- (1) 貢産管理者においては、登記簿、公図等、地積測量図、建物図面等の関係資料について、常に最新のものを備えておくこと。

- (2) 規則第 12 条に定める内容を確実なものとするため、毎年度末を目途に 1 年度に 1 回は公有財産システム（財産台帳）の登録内容と公有財産の現況との照合を行うこと。

照合作業は、財産管理者又は財務規則で定める物品出納員、経理員が行うことを基本とするが、登録数が多い所属等にあっては、共用課等の職員の協力を得て分担して実施するなど、適切かつ効率的な照合を行うこと。また、照合の実施時期、照合者（現物確認者）、その結果等を記録したものを作成しておくこと。

- (3) 財産の異動が生じた場合には、速やかに公有財産システム（財産台帳）に反映させること。この際、現況と公有財産システムの登録内容に齟齬がないよう十分に注意すること。

8 損害保険事務（第15条関係）

財産に係る損害保険事務は、次の区分により行なうこと。

(1) 建物 資産活用課長

災害保険には全ての建物を付保するものとするが、倉庫、畜舎、部室などその用途・構造から災害の危険性が比較的軽微と認められるもの又は評価額等から判断して付保する必要性が低いと認められるものは付保しないことを原則とする。なお、倉庫等であっても、建物の価値や罹災可能性など諸般の事情を踏まえて各財産管理者が必要と判断するものは付保するものとする。

(2) 建物以外のもの 当該財産の財産管理者

災害発生の場合の原状回復費用等を勘案のうえ、各財産管理者において付保の必要性を判断して所要の措置を行うこと。

9 行政財産の目的外使用許可、貸付け方針（第19条、第23条関係）

- (1) 行政財産（土地）の性質上、建物の所有を目的とした使用許可は行わないこと。
- (2) 特定の行政財産について、建物の所有を目的として土地を使用収益させる場合又は独立した施設若しくは分離独立させることができる施設の全部又は大部分を使用収益させる場合においては、この使用収益の態様により、普通財産として処理（売却又は貸付）することが適当な場合があると考えられるので、行政財産の用途廃止の可否も含めて検討すること。
- (3) 建物の所有を目的とした行政財産の貸付を行う必要がある場合は、原則として借地借家法による定期借地権や定期借家制度を用い、契約期間満了後に貸し付けた行政財産が確実に返還される契約手法によること。
- (4) 行政財産にあっては、居住を目的とする使用許可は行わないものとすること。また、原則として、居住を目的とする行政財産の貸付も同様であること。

10 普通財産の貸付け方針（第23条関係）

県の事務事業の推進その他の事情により、建物の所有を目的とした普通財産の貸付けをする場合には、原則として借地借家法による定期借地権や定期借家制度を用い、契約期間満了後に貸し付けた普通財産が確実に返還される契約手法によること。

また、定期借地・定期借家制度による場合には、契約書に記載すべき特約事項、公正証書による権利設定（事業用定期借地権）、期間満了前の通知など一定の形式等が必要となるので留意すること。

なお、普通財産にあっては、居住（職員宿舎における職員の居住を除く。）を目的とする貸付は原則行わないものとし、それでも貸付をする必要がある場合は、民法や借地借家法を踏まえそ

の適否、手法を判断すること。

11 行政財産及び普通財産の貸付料

行政財産及び普通財産の貸付けに係る貸付料は、次に掲げる額とする。

なお、土地又は建物に定着する工作物の使用は、これを土地又は建物の使用とみなすものとする。

イ 電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 2 条第 5 号に規定する電気通信事業者が電気通信事業の用に供する線路及び空中線並びにこれらの附属設備を設置するための土地及び建物

（以下口及びハにおいて「土地等」という。）の貸付料は、電気通信事業法施行令（昭和 60 年政令第 75 号）第 5 条に定める額

ロ 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 10 号に規定する電気事業者が電気事業の用に供するため電柱、鉄柱、鉄塔及びこれらの附属設備を設置するための土地等の貸付料は、電力会社間において定めた協定料金

ハ 電柱、鉄柱、鉄塔及びこれらに類するものの設置並びに地下埋設物の設置のための土地等の貸付料は、佐賀県道路占用料条例（昭和 28 年佐賀県条例第 26 号）の別表により算定した額（前イ及びロで定めるものを除く。）

二 使用する期間が 1 月に満たない土地の貸付料及び駐車場その他の施設（建物を除く）の使用に伴う土地の貸付料は、次により算定した額（前イ、ロ及びハで定めるものを除く。）

$$\left[\frac{\text{当該土地の 1 平方メートル}}{\text{当たり時価評価額}} \times \left[\frac{\text{貸付}}{\text{面積数}} \right] \times \frac{5}{100} \times \frac{1}{12} \times 1.05 = \text{月額} \right]$$

ホ 建物の使用に伴い土地を使用する場合で、住宅の貸付け（使用する期間が 1 月に満たないものを除く。）に係るものうち、建物及びその底地部分の貸付料は、(1) により算定した額とし、建物の底地以外の土地の部分を使用する場合は、(2) により算定した額を加算した額（前イ、ロ及びハで定めるものを除く。）

$$(1) \left[\frac{\text{当該建物の 1 平方メートル}}{\text{当たり時価評価額}} \times \left[\frac{\text{貸付}}{\text{面積数}} \right] \times \frac{10}{100} + \right.$$

$$\left[\frac{\text{当該建物の建面積に相当する土地の}}{\text{1 平方メートル当たりの時価評価額}} \times \frac{\text{当該建物の建面積}}{\text{当該建物の延面積}} \times \right.$$

$$\left. \left[\frac{\text{当該建物のうち}}{\text{貸し付ける面積数}} \times \frac{5}{100} \right] \times \frac{1}{12} = \text{月額} \right]$$

$$(2) \left[\frac{\text{当該土地の 1 平方メートル}}{\text{当たり時価評価額}} \times \left[\frac{\text{貸付}}{\text{面積数}} \right] \times \frac{5}{100} \times \frac{1}{12} = \text{月額} \right]$$

ヘ 前イ、ロ、ハ及びホで定める以外の建物の使用に伴い土地を使用する場合で、建物及びその底地部分の貸付料は、(1)により算定した額とし、建物の底地以外の土地の部分を使用する場合は、(2)により算定した額を加算した額

$$(1) \left[\begin{array}{l} \text{当該建物の 1 平方メートル} \\ \text{当たり時価評価額} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{貸付} \\ \text{面積数} \end{array} \right] \times \frac{10}{100} +$$

$$\left[\begin{array}{l} \text{当該建物の建面積に相当する土地の} \\ \text{1 平方メートル当たりの時価評価額} \end{array} \right] \times \frac{\text{当該建物の建面積}}{\text{当該建物の延面積}} \times$$

$$\left[\begin{array}{l} \text{当該建物のうち} \\ \text{貸し付ける面積数} \end{array} \right] \times \frac{5}{100} \times \frac{1}{12} \times 1.05 = \text{月額}$$

$$(2) \left[\begin{array}{l} \text{当該土地の 1 平方メートル} \\ \text{当たり時価評価額} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{貸付} \\ \text{面積数} \end{array} \right] \times \frac{5}{100} \times \frac{1}{12} \times 1.05 = \text{月額}$$

ト 前イ、ロ、ハ、二、ホ及びヘで定める以外の土地を使用する場合の貸付料は、次により算定した額

$$\left[\begin{array}{l} \text{当該土地の 1 平方メートル} \\ \text{当たり時価評価額} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{貸付} \\ \text{面積数} \end{array} \right] \times \frac{5}{100} \times \frac{1}{12} = \text{月額}$$

チ 財産の使用が収益を目的とする場合又は収益を伴う場合における使用料の額は、本項により算出した額の5割増しとする。ただし、原則として前イ・ロ・ハにより算出した場合を除く。

なお、「収益を目的とする場合又は収益を伴う場合」とは、原則として、事業を営む個人又は企業・団体が使用する場合をいう。

リ 財産管理者は、前イからチまでの規定にかかわらず、一般市価を基準として貸付料を定めることが適当であると特に認める場合には、近隣の賃貸事例その他の合理的な資料をもとに貸付料を決定することができる。

12 行政財産及び普通財産の貸付け又は普通財産の売却に係る契約書の契約金額の記載方法等
消費税及び地方消費税（以下消費税等という。）の課税対象となる貸付け又は売却に係る契約書に記載する契約金額は、全て消費税等相当額を含んだ金額とし、その貸付け又は売却に係る消費税等相当額を明らかにするため、契約金額と契約金に 108 分の 5 を乗じて得た額（1 円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てる。）を「うち消費税及び地方消費税相当額〇〇〇円」として併記すること。

なお、土地と建物とを一括して売却する場合の契約金額は、土地と建物全体の価額を記載するものであるが、土地部分の売却価額相当額と建物部分の売却価額相当額を合理的に区分し、当該建物部分の売却価額相当額から消費税等相当額を算定することとするので留意すること。

13 延納利息

普通財産の売払代金又は交換差金について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第169条の7第2項の規定により延納の特約をする場合においては、売買契約又は交換契約を締結した日における財政融資資金に基づく貸付利率(元金均等償還の固定金利方式による貸付利率のうち利率が最も低いもの。以下「貸付利率」という。)に年1.0パーセントを加えて得た率の利息を付するものとする。

ただし、当該財産の譲渡又は交換を受ける者が、当該財産を営利を目的とせず、又は利益をあげない用途に供するときは、当該利息の利率は、貸付利率によることができる。

14 私権の設定(第31条関係)

普通財産への私権の設定については、県の事務事業の推進や公益上の必要性が特に高い場合など真に必要な場合を除き、原則行わないこと。なお、行政財産にあっては、法律に定めるものを除き私権の設定は認められないこと。

15 経過措置

道路、港湾その他特定の事業の用に供する公有財産については、当分の間、従前の例により規則の適用を一部除外する。

資産 第 4397 号
平成 26 年 4 月 1 日

各財産管理者様

経営支援本部長

行政財産の目的外使用に係る事務取扱いについて（通知）

このことについて、佐賀県行政財産使用料条例（以下「条例」という。）及び佐賀県公有財産規則（以下「規則」という。）第19条及び第20条に基づく行政財産の目的外使用に関して必要な事項を定めましたので、適切に処理してください。

なお、「行政財産の目的外使用に係る事務取扱いについて（通知）（平成21年3月5日付け用第010386号出納局長通知）は平成26年3月31日をもって廃止します。

記

1 許可を受けて行う行政財産の使用について

規則第19条に規定する使用許可は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体が、公用若しくは公用又は公益の用に供するために使用するとき。
- (2) 学術、スポーツの振興又は社会教育に関する事業を行なうことを目的とした団体が、当該事業の用に短期間供するとき。
- (3) 当該行政財産の寄付者に使用させるとき。
- (4) 電気事業、水道事業、ガス事業その他の公益事業を行う団体において、その公益事業の用に供するため使用するとき。
- (5) 県の指導監督を受け、県の事務又は事業の遂行上必要な公益を目的とする事業を行う団体において、その事務又は事業の用に供するため使用するとき。
- (6) 災害その他の緊急事態の発生により、応急施設として短期間使用するとき。
- (7) 職員の共済組合、職員の互助団体、職員団体又は職員の親睦団体その他これらに類する団体又は法人がその事務又は事業に直接使用するとき。
- (8) 県職員、学生、入院患者その他県有施設を利用する者の利用に供する食堂、売店等の施設（以下「利便施設」という。）を設置する目的で使用するとき。
- (9) 県の所有地に隣接する土地の所有者又は使用者が電気、ガス、上下水道等の設備の設置

その他生活の用に供するために使用するとき。

(10) 記念碑、慰霊碑又はこれらに類するものを設置する目的で使用するとき。

(11) 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認めるとき。

2 使用許可の手続き

規則に定めるほか、暴力団等を排除するため、「行政事務からの暴力団排除に関する事務処理要領」に基づき、使用を受ける者が暴力団等に該当しないかを調査すること。

3 使用料について

(1) 条例別表中、土地及び建物で知事が別に定めることになっている金額については別表1によること。

(2) 条例別表中、時価を基準として算定することとなっているもののうち土地の時価評価額の決定にあたっては、別表2による評価調書を添付のうえ資産活用課へ協議すること。

建物の時価評価額の決定にあたり、その建物の建築価格が不明である場合は、当該年度の新営予算単価に基づき算定を行うこと。

(3) 条例別表中「土地の使用のうち消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により消費税を課さないこととされるもの以外のものとは、当該土地の使用許可に係る期間が1月に満たない場合及び駐車場その他の施設の利用に伴って土地が使用される場合をいうものであること。

(4) 建物の使用許可に伴って敷地を使用させた場合において、建物の使用許可に係る使用料と敷地の使用許可に区分している場合であっても、その使用料の額の合計額を建物の使用許可に係る使用料とすること。

(5) 電柱、鉄柱、鉄塔及びこれらに類するものの付設並びに地下埋設物の付設の用に供する場合の土地の使用料は、使用料条例別表の規定にかかわらず、佐賀県道路占用料条例（以下「占用料条例」という。）の別表により算定するものであるが、占用料条例別表の適用にあたつては、次の各号に注意すること。

(ア) 電気通信事業者の敷設する物件については、電気通信事業法施行令（昭和60年4月1日政令第75号）第5条に定める額によること。

電気通信事業者であるかどうかの確認は使用許可申請の際に相手方への口頭確認等により行うものとし、使用許可期間中に新たに電気通信事業者となった場合は、次回更新許可から当該額を使用料とすること。

なお、電気通信事業法施行令第5条に定めがない物件（地下埋設物等）については、資産活用課に協議のうえ取扱いを決定すること。

(イ) 支線・支柱については、本柱とみなして使用料を徴収すること。但し、農免道路等一般の交通の用に供する道路に敷設する場合を除く。その後、使用料を徴収することに疑義がある場合は、資産活用課に協議のうえ取扱いを決定すること。

(ウ) 共架電線については使用許可の対象とせず、本柱の敷設者のみから使用料を徴収すること。

と。

(工) 電気通信事業者でない放送事業者（テレビ共同受信組合等）が敷設するCATV柱については、電話柱とみなして佐賀県道路占用料条例別表により算定すること。

(6) 消費税等の課税の対象となる使用許可に係る使用料については、消費税等が含まれていることを明らかにするため、行政財産使用許可指令書（規則様式第10号）及び行政財産一時使用許可通知書（規則様式第13号）に、使用料の額と消費税相当額を「うち消費税等相当額〇〇〇円」として併記すること。

なお、使用料の額に含まれる消費税等相当額は、

①条例別表中「運動場及びこれに類するもの」「庭球場、排球場及びこれらに類するもの」「講堂、体育館及びこれらに類するもの」「柔道場、剣道場及びこれらに類するもの」及び「教室及びこれらに類するもの」に該当するものにあつては、別表1により使用料の単位（面積及び期間）に応じて算定すること。

②条例別表中「土地の使用のうち消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により消費税を課さないこととされるもの以外のもの」及び「建物の使用のうち消費税法第6条第1項の規定により消費税を課さないこととされるもの以外のもの」に該当するものにあつては、使用料の額に108分の5を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）とすること。

4 使用料減免の取扱いについて

使用料を減免できる場合については、条例第5条各号に定められているが、使用料の減免基準は別表3のとおりとし、運用は次のとおりとすること。

ただし、別表3により難いときは資産活用課と協議のうえ取扱いを決定すること。

(1号関係)

(1) 公共的団体とは、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、生活協同組合、商工会議所等の産業経済団体、社会福祉協議会、社会福祉団体、赤十字社等の厚生社会事業団体、教育団体、青年団、婦人会、文化団体、スポーツ団体等の教育文化スポーツ団体等を指し、法人たると否と問わない。

なお、この判定にあたっては、地方自治法第157条の規定による普通地方公共団体の長が指揮監督できる団体であるか否かにより決めて差し支えない。

(2) 公益事業とは、社会一般の利益となる事業をいう。

(2号関係)

(1) 本号の適用については、当該地域社会の学術、スポーツ及び社会教育の振興に十分配慮すること。

(2) 短期間とは、7日以内とする。

(4号関係)

(1) 別表3・四の二について、使用料の減免を適用する場合は、近傍の類似施設の賃貸料の状況及び許可を受けようとする者から当該施設の損益計算書（別記様式1）を提出させることにより、総合的に勘案し判断すること。

5 使用許可に伴う管理費について

行政財産の目的外使用許可に伴う管理費の徴収については、「庁舎等の使用許可に伴う管理費の徴収について（昭和54年4月1日付管第127号）」、「庁舎等の使用許可に伴い管理費として徴収する自動販売機類の電気料について（昭和63年4月1日付管第3号）」、「自動販売機類の計量器の設置について（平成10年3月27日付用第297号）」に基づき、適切な処理を行うこと。

別表1

区分		単位		使用料
種類	名称・構造等	面積	期間	
土地	運動場及びこれに類するもの	1面	4時間	1,080円 (うち消費税相当額 80円)
	庭球場、排球場及びこれらに類するもの	"	"	320円 (うち消費税相当額 20円)
建物	講堂、体育館及びこれらに類するもの	1室	4時間	1,620円 (うち消費税相当額 120円)
	柔道場、剣道場及びこれに類するもの	"	"	640円 (うち消費税相当額 40円)
	教室及びこれらに類するもの	"	"	210円 (うち消費税相当額 10円)

別表2

土地評価資料

1. 当該地付近の字図写し又は見取図（使用許可する部分及び2に記載の近隣地又は近傍類地で価格を記載した土地の位置が表されたもの。）
2. 当該地に隣接する土地または近傍類地の
 - (1) 市町村備付の固定資産台帳価格
 - (2) 最近の売買実例価格（地番、地目、地積も表示しておくこと）

別表3

行政財産使用料減免基準

使用区分	減免区分	
	全額免除できる場合	50%減額できる場合
一 国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体が公用若しくは公共用又は公益の用に供するとき。	許可に係る財産を利用する場合に利用料を徴収しないとき。	許可に係る財産を利用する場合に実費（講習会等の教材費を除く）又は低額な利用料を徴収するとき。
二 学術、スポーツの振興又は社会教育に関する事業を行なうことを目的とした団体が、当該事業の用に短期間供するとき	"	"
三 当該行政財産の寄付者に使用させるとき。	"	"
四 その他知事が使用料を徴収することを不適当と認めたとき。	イ 県の指導監督を受け県の事務又は事業の遂行上必要な公益を目的とする事業を行う団体において、その事務又は事業の用に供するため使用するとき。	次の各号のいずれかに該当する団体が公益の用に供するとき。 (1) 県職員が兼務し又は実質的に県が運営する団体 (2) 県が事務又は事業を代行する団体並びに主として補佐する団体 (3) 条例等により義務的に設置され、県の指揮監督を受ける団体 (4) 主として県の補助出資等により運営される団体
	ロ 災害その他緊急事態の発生により応急施設として短期間使用するとき。	当該使用するとき
	ハ 職員の共済組合、職員の互助団体、職員団体又は職員の親睦団体その他これらに類する団体又は法人がその事務又は事業に直接使用するとき。	当該使用するとき
	ニ 県職員、学生、入院患者その他県有施設を利用する者の利用に供する食堂、売店等の施設（以下「利便施設」という。）を設置する目的で使用するとき。	次の各号のいずれにも該当する場合。 (1) 利用者又は利用品目（販売品目）が限定されるため、収益が見込めない。 (2) 当該県有施設の特殊性、地域性又は利用者の特殊性から、近隣の同種利便施設の利用が難しい。
	ト 記念碑、慰霊碑又はこれらに類するものを設置する目的で使用するとき。	当該使用するとき
	チ 前各号に掲げるほか。必要があると認められるとき。	

(別記様式1)

平成 年 月 日

財産管理者 様

住所
氏名
印

(使用許可を受けようとする利便施設名) の損益計算書(実績・見込み)を提出します。

(単位: 円、%)

勘定科目	平成 年 月 日～平成 年 月 日		
	金額	構成比	説明
1 売上高 A		100.0	
2 売上原価 B			材料費等、仕入れ関連で発生した費用
3 売上総利益 C=A-B			
販売費及び一般管理費	(1) 人件費		従事者()人
	(2) 光熱水費		
	(3) 減価償却費		
	(4) その他経費		
	4 小計 D		
5 (税引き前) 当期純利益 $E = C - D$			
6 税金等 F			
7 (税引き後) 当期純利益 $G = E - F$			

(注) 1 営業外損益(本業以外の活動で発生する損益)及び特別損益(偶発的に発生した損益)は含めないこと。

2 現在使用している場合にあっては、実績についても提出すること。

管第 127 号
昭和 54 年 4 月 1 日

各部（室）長
本庁各課（室）長
出先機関の長
各種委員・委員会事務局長
警察本部長
(各種学校・警察署)

様

佐賀県総務部長

庁舎等の使用許可に伴う管理費の徴収について（通知）

行政財産の目的外使用許可に伴う管理費の徴収については、昭和 48 年 4 月 1 日付管第 367 号「佐賀県行政財産使用料条例」の施行通知（別添参考）の一部改正で通知したところであるが、この取扱いについては次に掲げる各事項を留意のうえ運用してください。

○ 管理費の範囲及び算定方法

庁舎等の使用許可に伴い、その建物等の管理運営上必要とする光熱水費等（以下「管理費」という。）を使用許可を得て使用している者から応分の額を徴収しなければならないが、その範囲及び算定方法等は次のとおりとする。

1 管理費の範囲について

(1) 光熱水費（電気、水道、ガス料）

それぞれの事業者に支払う料金であって光熱水費のほか衛生、冷暖房等の当該設備に消費される費用をいい基本料金、税金もこれに含む。

(2) 清掃費（塵芥処理費、浄化槽清掃費、維持管理費等）

当該施設の屋内外の清掃、塵芥処理、浄化槽清掃及び維持管理に要する費用（主として委託料若しくは賃金であり用具等の購入費及び前掲①に含まれるもの除去。）をいう。

(3) 冷暖房費

冷暖房設備、石油ストーブ等により消費される費用（主として燃料であり前掲①に含まれるもの除去。）をいう。

(4) その他

当該施設の屋内外に設置されるコーラ、たばこ等の自動販売機類によって消費される費用（主として電気料であり前掲①に含まれるもの除去。）をいう。

(注) 光熱水費徴収の計算にあたり②清掃費、③冷暖房費、④その他の自動販売機類に要する費用は重複を避けるよう留意すること。

2 算定方法について

- (1) 通常の使用状況の場合（庁舎の一部を事務室として使用許可した場合等）は「別紙1」の計算方法により行うものとする。
- (2) 計算機（子メーター等）によってその額が明らかに算定できるものはそれによる額とする。
- (3) 自動販売機類等の電力使用容量から算出できる場合については実情に応じて計算した額とする。
- (4) その他特殊な使用状況の場合における徴収すべき額については、相当の精度をもって算定できる合理的な方法によるものとする。

○ 管理費の減免措置

管理費は、当該使用料とは関係なく徴収すべきものであるが当該行政財産の設置目的ないし使用許可の目的に照らし、次の各号に該当するものより減免することができる。

- (1) 県職員のみにより構成されている団体等が県職員の福利厚生事業の用に使用する場合
- (2) 使用料として定額が定められている場合（体育館の使用の場合等）
- (3) 使用期間が短期間（7日以内）の一時使用許可の場合
- (4) その他管理費の徴収が困難なもの等総務部長が特に認めた場合

○ 管理費の徴収時期等

- (1) 管理者は、原則として毎月調定のうえ徴収することであること。ただし、許可の期間が長期のものについては年度末までに一括調定し、収入することができる。
- (2) 月の中途において使用許可をした場合、又は使用許可が終了した場合は、当該月に係る管理費は日割計算により算定する。
- (3) 管理費の歳入の会計年度所属区分は、歳出の属する年度と同一であること。

なお、一括調定収入するものについては、当該年度の2月末までに行うものとする。

（通年の場合、具体的には4月～2月までの11か月分は実績で計算し、3月分は当該実績から推定する。）

教委総 第 424 号
昭和 52 年 4 月 1 日

県立各学校長 殿

佐賀県教育委員会教育長

維持管理費相当額の徴収について（通知）

光熱水費の取扱は次によってください。

県立学校の施設に係る行政財産の使用許可にともなう
維持管理費相当額の徴収について

県立学校の施設を行政財産の目的外使用として短期間において許可する場合の維持管理費相当額の徴収については「佐賀県行政財産使用料条例の施行について（昭和39.12.17管第642号総務部長通知）（以下「総務部長通知」という。）」によるもののほか、次によって取扱ってください。

記

1. 「総務部長通知六」の光熱水費相当額（以下「維持管理費相当額」という。）として徴収する対価は電気料、水道料及び便所使用料等とする。
2. 維持管理費相当額は、使用する施設ごとの区分に従い別に定める単価に、当該施設の面積（公立文教施設台帳による）を乗じて算定する。
ただし、使用期間が7日をこえるものについては別途算定をするものとする。
3. 維持管理費相当額の納付方法は「佐賀県行政財産使用料条例（昭39.8.1条例第33号）（以下「条例」という。）第3条の使用料の納付方法に準じて行うものとする。
4. 維持管理費相当額の還付については、条例第4条の規定に準じて行うものとする。
5. 維持管理費相当額は、次に列挙するものの一に該当する場合は、これを免除することができる。
(ア) 佐賀県が公用または公共の用に供するとき
(イ) 佐賀県が国または他の地方公共団体と共同して公用または公共の用に供するとき
　　(後援および名義上の共催を除く)
(ウ) 国または他の地方公共団体が災害対策基本法、公職選挙法等法律の規定に従って公共の用に供するとき
(エ) 学校教育の振興を目的とする団体が当該事業の用に供するとき

維持管理費の徴収についての考え方

1. 維持管理費とは目的外使用許可に伴い一時使用にかかる光熱水費等をいうものである。
7日をこえるものについては、別途算定するとします。
2. 維持管理費の徴収単価は前年度実績1年間分により算定したものであり、前年度末までに算出する。
3. 算定基礎は電気料、水道料、便所使用料等を使用許可申請書により各料金を算定し、合算する。
4. 学校施設のうち

徴収する施設	:	建物、運動場、庭球場、他 (夜間照明のあるところで夜間使用する場合)
		屋外施設
徴収しない施設	:	運動場、庭球場等屋外施設で照明施設等がないところ (日中使用は徴収しないということ)
5. 収入科目、諸収入、雑入、雑入、雑入
(使用許可の場合の留意事項)
6. 算定方法
 - ・ 算定方法については、佐賀県行政財産使用料条例別添（注）3、4、5に準じた方法で行うこと。
 - ・ 調定額は、項目別に算定し、合計してからコンマ以下切捨てて計算する。
7. 使用許可をする対象は、団体等で責任者が明確であり、責任者が必ず参加している場合にかぎる。
8. 清掃等については、当然使用者が責任をもってなされることであり、建物等においても同じであり、タバコ等の火の始末については十分注意されるよう、必ず指示しておくこと。
9. 自動車等の乗り入れについては、校庭内にはみだりに入れないよう特に運動場等については注意して指導すること。
学校の無人化の際、使用させるケースが多く、使用される団体各人のモラルの問題であり、（貸付ける前に必ず施設の状況を調査し、ガラスの破損等についても十分留意しておくこと）
許可する際の団体について内容についても申請書の時十分にチェックしておくこと。

(参 考)

維持管理費徴収規定についての免除
免除事項のうち、5. の (1) にいう

(1) 団体とは

佐賀県	小・中学校教育研究会
"	高等学校教育研究会
"	特殊教員研究会
"	小さな学校教育研究会
"	保健体育研究会
"	放送教育研究協議会
"	学校図書館研究会
"	小・中学校管理研究会
"	同和教育研究会
"	市町村教育行政研究会
"	中・高体育連盟
"	県立学校事務職員協会
"	公立学校共済組合佐賀県支部
"	教職員互助会
"	高等学校野球連盟

(2) 当該財産の使用が収益を伴うものについては免除しない。

(3) パン・牛乳を（個人）学校で販売される場合は、総務部では使用料、管理費も徴収するようになっており、教育委員会では免除することはおかしいので別途考える必要がある。

どうしてもこの方式をとらなければならないところは徴収すること。

(4) 使用許可を受けた購買部のある学校は電気料のメーターは直接九電と契約されることが望ましいが、小メーターを取付けて使用料を計算されるような学校は、電気料は県の収入として処理すること。

土地及び建物時価の算定方法（簡易版）

※土地時価の算定方法

- ① 近傍の公示地価又は調査地価（直近）を土地総合情報システム（国土交通省公開）から取得
- ② 土地時価（m²あたり）を算定
土地時価=①の公示地価又は調査地価

※建物時価の算定方法

- ① 当該建物の新営予算単価（直近）を新営予算単価表（国土交通省作成）から取得
- ② 再建築評価額を算定
再建築評価額=新営予算単価×地域補正係数（構造別）×標準予算単価×延床面積
- ③ 経年減点補正率を算定
経年減点補正率=1-0.9×経過年数÷耐用年数
- ④ 建物時価（m²あたり）を算定
建物時価=再建築評価額×経年減点補正率÷延床面積